

令和 2 年

大蔵村議会会議録

第 4 回定例会 1 2 月 3 日 開 会
1 2 月 4 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 2 年 12 月 3 日（木曜日）

第 4 回 大蔵村 議会 定例会 会議録
(第 1 日目)

令和2年12月3日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君
住民税務補佐	中島輝美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第1号

令和2年12月3日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

新型コロナの中ではありますが、向寒のみぎり皆様には十分に御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤 勝議員、8番早坂民奈議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会を開催し、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日12月3日から12月4日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月3日から12月4日までの2日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。

諸報告ということではなくて、12月の定例議会に当たっての挨拶をさせていただきます。

12月定例村議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい時期を迎えました。本日は何かと御多忙の中、第4回大蔵村議会定例会に御出席をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。今はまだ傍聴はいらっしゃいませんけれども、これから徐々においでになるのかなというふうに思っているところでもあります。

今年は、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害など、村民の皆様方には大変な御苦勞と我慢を強いる年となりました。特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、夏場に落ち着きを見せていたものが、全国的な経済活動の活発化とともに都市部を中心に感染が拡大しており、予断を許さない状況となっております。幸いにして、村内での感染は確認されておきませんが、今後とも感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げます。

こうした状況から、今年開催を予定しておりましたいろいろな行事やイベントが軒並み中止や延期に追い込まれ、さらに非接触型社会の加速で村民の方々の生活も変化しております。今後、コロナ感染症に十分配慮しながら、村民の皆様方のつながりに意を配した事業の運営を心がけてまいりたいと思っております。

先月27日に、大蔵村では交通死亡事故ゼロ7,000日を達成いたしました。これは大変名誉なこと、村民の皆様方の交通安全意識の強さ、交通安全運動に携わる全ての方々の御理解と御協力のためのものであり、皆様方に感謝申し上げますとともに、喜びを分かち合いたいと思っております。

さて、このたびの議会では議長提案として、条例の改正や各会計補正予算など11議案、そして諮問1件を御審議いただくとともに、5名の議員の方々から一般質問をしていただいております。特に、一般質問につきましてはしっかりと意見交換をさせていただきまして、今後の村政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いを申し上げます。

これから、心せわしい年の瀬を迎えますが、皆様方の御多幸とますますの御健勝を御祈念申し上げます。第4回大蔵村議会定例会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで5名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は、村に甚大な被害を与えた豪雨災害も、国・県・村が一体となって復旧に尽力した結果何とか落ち着きを取り戻し、村民も一安心というところですが、まだまだ問題が山積しております。さらにコロナのこともあり、今後も気を引き締めて災害復旧に取り組まなければいけません。

それでは、質問に入ります。

私は、これまでの議員活動の中で思うことは、定例議会ごとに議員各位から数多くの質問や提言がありました。このことは、村を運営していく上で大変重要なことであり、かつ義務でもあります。

しかしながら、この質問や答弁が村運営にどの程度反映されているのか、いささか不安なこともあります。例えば、我々議員は幅広く村民の意見を聞いたり調査をして質問や提言をし、それに対し執行部や村長が答弁をする形になりますが、問題なのは当然私も含めてですけども、議員は質問までは親権に調査や議論はしますが、その後の経過や検証はあまりやらないように見えます。一方で、執行部では議員の質問や提言は多方面から検討して答弁することになるわけですが、大体村の事業が大枠で決まっているためかとは思いますが、質問に対する検討結果などの周知はほとんどありません。その結果、議員は質問するだけ、執行部は参考意見として保留するだけという現行になっているように見えます。これでは、何のための議会かわからなくなります。

そこで、これまで数多くの質問や提言の中から、3件を抜粋して質問します。①これまで村道に認定された路線で、未着工の路線は何件なのか。②三和食品の経営は、当初計画されたよ

うに実行されているか。③ふるさとと納税の件数と金額、及びその返戻費用を差し引いた残額の活用方法はどうなのか。

以上、3点について村長の考えと現況を伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村道に認定された路線で未着工路線は幾つか」「三和食品は当初計画されたように実行されているのか」「ふるさと納税の件数と金額及び返戻費用を除いた残額の活用は」という佐藤 勝議員の3点の質問にお答えいたします。

まず初めに、「村道に認定された路線で未着工路線は幾つか」という質問にお答えいたします。

佐藤議員からは、一般質問で取り上げられた事項について、その後の対応など自身の思いや課題として捉えていることなどを提起いただいたものと思います。私は、皆様方からいただいた御意見や御要望を真摯に受け止め、村政運営の指針にさせていただいております。さらに、その実施に向け検討を行ってまいったところでございます。しかし、財政的な問題や制度上の課題もあり、全てを実施することはかなわず、私自身も歯がゆさを感じているところがございますので、その点につきましては御理解をいただきたいと存じます。

そうしたことを踏まえて、質問の1点目「村道の未着工路線数」であります。1つの路線でも整備済区間と未整備区間が混在する路線もあり、一概に路線数としてカウントすることはできませんので、改良・舗装等の整備率で申し上げます。令和2年3月31日現在の村道の路線数は220路線で、実延長は139.2キロメートルとなっており、このうち改良済延長は88.4キロメートルで、改良率としては63.5%となっております。また、舗装済延長は118.3キロメートルで、舗装率としては85%となっております。

村では、これまでも近隣市町村や国道・県道等と集落を結ぶ主要な村道の整備や、集落内の生活道路等の整備に取り組んでおり、現在も合海大坪線や里道線等の整備を進めているところでございます。そのほかにも、村民の皆様からは村道の整備に関する要望が多く寄せられておりますが、道路を整備するためには多額の事業費と工期を必要としますので、なかなか進捗が見られない状況にあります。村道に認定されても、いまだに整備されていない路線も数多くありますが、地域住民の生活基盤を確保するためにも、順次整備を進めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の「三和食品は当初計画されたように実行されているのか」という質問にお答

えいたします。

農産物加工施設の設置事業につきましては、御承知のとおり第1に企業誘致としての雇用の場の確保、第2に中山間地域の農業振興の受皿としての施設、第3にJA園芸生産組合と連携し特に連帯し、特にトマトを活用した特産品開発の3つを大きな柱として事業を計画し、現在株式会社三和食品が施設の管理運営に当たっているところでございます。

第1の雇用の場の確保でございますが、現在従業員23名中6名が大蔵村民となっております。JAの集出荷場が終わることで、冬期間の雇用が若干増えることを期待しております。村としても三和食品としても、さらに村内雇用を推進していきたいと考えており、常時募集活動を継続しております。

第2の農業振興の受皿としての施設に関しましては、平成30年3月末の竣工前から四ヶ村地区を中心に、また他地区におきましても説明会を開催し、農産物の受入体制等について農家の皆様に周知を図ってまいりました。また、毎年春にはチラシ等で買取りについて御案内をしているところでございます。本年は、ワラビ1,400キログラム、乾燥ゼンマイ10キログラム、フキ320キログラム、大葉3万2,000枚、セイサイ700キログラムなどの買取実績となっております。

第3の特産品開発の状況でございますが、JA園芸生産組合トマト部会と規格外トマトの買取りについて契約を交わし、本年は5トンを買取りしております。この規格外トマトを使用した製品として、大蔵ケチャップ・大蔵ナポリタン・大蔵アラビアータの3種類を製品化し販売しており、他社製品よりもトマトの含有量が非常に多く好評であります。肘折温泉の商店や新庄駅、ゆめりあでも販売されており、村のお土産品として期待をしているところでもあります。今後、肘折温泉や商工会との連携により、新たな商品開発にも取り組んでいきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症拡大で、外食産業が壊滅的な打撃を受けている中、会社としても影響は非常に大きいものと推察されます。こうしたことから、本年度は事業の推進が思うようにできない状況にありましたが、来る令和3年には新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願い、事業推進の充実を図ってまいります。

最後に、「ふるさと納税の件数と金額及び返戻費用を除いた残額の活用は」という質問にお答えいたします。

初めに、令和元年度の実績ですが、寄附件数が6,616件で、金額にして1億7,081万9,000円となっております。平成30年度だけは極端に減少したものの、そのほかの年度は例年ベースの

金額となっております。本年度においても、今議会に御提案しております補正予算において増額させていただいて、昨年度と同額程度の寄付金を見込んでおります。

寄付金をいただいた方には、寄附総額の3割以内で御希望の返戻品を送付しております。そのほか、事務取扱手数料や返戻品にかかる送料が2割程度ですので、実質寄附総額の5割弱の金額を村の財源として活用させていただいております。活用方法につきましては、申込時点において、寄附してくださった方より教育への活用や産業の振興等への希望をお聞きした上、その該当する事業に充当するとともに、返戻品についても村内での調達を原則とし、村内産業の振興についても意を配しております。なお、寄付金の総額や使い道については、毎年広報を通し村民の方々にお知らせをしているところです。

今後とも、議員皆様方にはふるさと納税制度についてPRしていただくことが、さらなる産業の振興及び財源の確保につながるものと考えますので、御協力をいただきますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ただいまの村長の答弁で、大体のことはもう分かりましたけれども、もう少し3点を絞って議論したいと思いますが、その前にですけれどもこれ誤解があるといけませんので申し上げておきますけれども、私は議員が質問したことへ「やった」とか「やらない」とか「いい」とか「悪い」とか言う気は毛頭ありませんので、誤解のないように言うておきます。膨大な意見や事業を全てやるということが不可能であることは村長の言うとおりで、私もそう思っております。今日は、ただ単に現下の取組み方の確認をするのが目的でありますので、再度明確に具体的に答弁をお願いしたいと思います。

それでは1点目ですけれども、村民の生活には絶対欠かせない村道、主に村道ほか生活道路も含めてのことをございますけれども、これも全部をやるということは不可能であると思います。しかしながら、各集落とか個人でもありますけれども、我々に要望があるのはやはり除雪問題、それから緊急車両が家に入れない、そういうのが主なんです。

大きい道路を造る、そういう問題はあまり要望ありません。一般の方から見ればそれもできないで、また一方ではかなり高額のコストを使って新しい道路を造っている。そういう意味では、どうなんだろうということが言われますが、必要であれば少々金をかけても造ることも、それから子育て支援も大変重要なことであると思うんですけれども、これだけ多くの大蔵村の高齢者が施設に入れないで待機して不安になっている中で、やはりそれはさっきも申し上げたとおり除雪、緊急車両が家まで入れる、そういうのは目立たないことだと思いますけれども、最優

先に進めるべきと思いますけれども、これ村長はどう思いますか。

それからこれは大変申し訳ない、言いづらいことなんですけれども、これは議員の皆さんでも話題になったことあるんです。二、三年前ですけれども、ちょうどこういう質問を私が言ったのに、村長は「稼げる道路は造ります。稼げない道路はちょっと待ってください」という答弁がありました。それをずっと私考えていたんですけれども、何か納得いかないというか。もし発言した記憶があったら、どういうことか教えていただきたい。

それから、今要望していてこんなことを言うのはおかしいんですけれども、生活道路であったり村道であったり造るのはいいんですけれども、今現状を見れば私そっちこっち尾花沢、大石田を見てきました。せっかく造ったんですけれどもよそへ引っ越した、高齢者のためにいなくなった、その道路は二、三年使っただけで無駄というものがあります。だから、そういうことを把握することは大変だと思いますけれども、そういうことも含めた意味で道路を造ることもしなきゃならないなど、私はそう思っています。

今の件について、もう一回お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 原則として、再質問について細かいことがあれば、各担当課長に答弁させますというふうなことだったんですけれども、今の質問聞いていますと村長として答えなくてはいけないというふうな内容ですので、私のほうから答えさせていただきます。

まず最初に、各集落・各個人からいろいろな要望がある。その中で一番大事なこととして、除雪あるいは救急というふうな観点から道路を整備していただきたいというふうなことが一番多いんだというふうなこと。それに対して、なかなか整備が進まないということに対して、村長としてどう考えるかということが第1点目だというふうに私は受け取ったところであります。それでよろしいですね。

最上郡、山形県を見まして、私の思いですけれども大蔵村ぐらい道路にお金をかけている行政、市町村はないというふうに思っています。これはいろいろな方々、特に村外からおいでのになった方々からその話を耳にします。やはり村の予算ですから、当初は大体35億円前後というふうな予算が出でいますけれども、近ごろは災害もありいろいろな形で45億円、約10億円近く上回るような予算を組んでいます。それは、災害復旧・復興というふうなこともありますけれども、道路が一番大きな予算に占めている率が多いというふうに感じてございます。

なぜ多いのかということも含めて、理由を申し上げたいというふうに思います。まずは、大蔵村は雪が多いというふうなことに、個別の個人道路についても生活道というふうな形

の中で、それを村道に認定して除雪も行っているというところは、まずないというふうに感じてございます。その辺から考えて、大蔵村については今佐藤議員がおっしゃったように、全てお年寄りの方々がいるところがないというふうなことは、ちょっと的外れかなというふうな思いでいます。ですので、これからも生活道路の改修については要望、あるいはいろいろな順序を踏まえてしっかりと、年間1件になるのか2件になるのかというふうな感じでございますけれども、整備は今のところもしております。今後も、それは続けていかなければならないというふうに考えてございます。

それからもう1点の問題、「村長は以前」というふうなことですね。「稼げる道路は優先的に整備しますけれども、そのほかはその次だ」というふうなことを言ったというふうなこと、それが以前議会の中で話題になったという話ですけれども、それは私は今も変わりございません。ただ、その意味のとらえ方として、若干ニュアンスの違いがあるのかなというふうに感じております。「稼げる道路」ということは、「稼ぐ道路」ということは、それだけ車が多く、あるいは人の往来が多いということですね。ですから、当然その道路は安全に、しかも整備を進めていかなければならないというのが私の持論でございます。

大蔵村は農業が基幹産業ということでありましてけれども、農業だけではありません。今は車社会ですので、山形市内まで日帰りで勤められていらっしゃる方、山形県全県下でそれぞれお仕事にいらっしゃる方がたくさんおります。そういう方々が、夜遅くなっても安全に帰ってこられる、あるいは短時間で来られる、やっぱりそれを整備していくのは私は自治体の務めだというふうに思っております。それが、ひいては大蔵村の所得向上につながるというふうに思っております。そういう観点から、必ずしも「稼げる道路」だからそれをするというふうなことではなくて、必要性・重要性に応じた道路整備は必要であろうというふうなことを申し上げたところであります。

そういったことで、安心・安全といったことを第一に考えての発言だったというふうに思います。ただ、それだけ言ったとすれば、私の舌足らずで大変申し訳ない、誤解を与えてしまったというふうなことだろうと思います。今、あえてそれに追加をしながら、そういうふうに訂正をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今村長の答弁を聞いて、それはそれで私はさっきも言ったとおり確認ですから、これ以上は質問しません。

次、2点目に入ります。三和食品に関する質問でありますけれども、今年も相当議員さんの中から何回も質問があったんですけれども、今日もいろいろなあれがありました。何トン使ったとか、どこから持ってきたとかありましたけれども、なかなか一般の方々は、今村長がそう言ったからみんな知っていることであって、議員の方々も。それ、一般の方々は全然分かっていないわけですよ。

あれだけの誘致をして、原則として村の者を使う、住民を雇う、それから6次産業をする。一番村民の方から言われるのは、「何億円もかけて、年間50万円で、それでいいのか」って言われます。確かに一般から見れば、そう見えると思います。分からないんですから、中身を。だから、そういう周知も必要だと思う。でも、村で何もやっていないかということ、そうでもないんで、やっぱり。シソの葉を包んだり漬物をやってみたり、いろいろ施策をやっていたんです。それは、関係者は知っているけれども、一般の方は知らない。じゃあ何やっているのかと。「それだけで50万円、それでいいのか」と言われるのは当然だと思います。

それよりも、私が一番心配しているのは、村民の方々が三和食品の存在そのものをもう忘れてきているんじゃないか、私はそれを一番心配しているんですね。それはなぜかと言ったら、やはり三和食品に関する報告や周知、それが少し足りないんでないのかなと、皆さんに対してそれは思います。我々も、今日初めて「材料何トン」「JAからトマト何トン」って、初めて聞いて分かったことですから。我々も「どうだ」って質問しないの悪いんですけれども、やはりあそこで経営しているんですから、1年間に1回ぐらいは「三和食品の経営状況について」みたいな感じで出すべきだと私は思います。それに対して、別に答弁は要りませんので。

前の全協か何かで、三和食品さんから100万円かな、寄附もらったって報告ありましたね。それはやっぱり大変ありがたいことで、我々としても感謝しなきゃいけない、そう思っております。

さっき答弁しなくてもいいと言ったんですけれども、時間もあれですから短めに、もし三和食品に関して何かあったらお願いしたい。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私どもの周知の努力が足りなくて、村民にそういうことをなかなか理解していただけないというのは、私たちの努力不足というふうなことだろうというふうに思っています。今後、いろいろな形で村民に周知をしていきたいなというふうに思っています。

ただ収支の状況というのは、それは私どもとしても求めることはできませんので、ただ仕事の内容とか大蔵村からどれくらいの農産物を使わせていただいているとか、そういうことは公

表できますので、大いに担当課と協議を詰めていただいて、そういうことを村民に分かるように周知してまいりたいというふうに思っています。

それから、50万円を借料といいましょうかをいただいて、何億円もかけるというふうなことを村民が思っているというふうな発言というか質問の内容でしたけれども、それは事実でございますけれども、ただ大蔵村のお金だけを使ってやったのではなくて、ほとんどが国のそういった補助金というんでしょうかを使ってやったわけで、何かをしなければそのものといいましょうか、仕事といいましょうか、そういったものも動いていかない。投資をしなければ何も変わらないということ、そのことをなかなか村民も議員の皆様方も分かっていただけないのかなと思って、ちょっと残念に思っているところであります。

現状維持だけでは、何も変わっていかないわけです。ですから、皆さんもいろいろなことをやっぱり村民からお聞きになって、村の執行部に対して「こういうことをやったらどうですか」「ああいうことをやったらどうですか」というふうな提言をしていただく。私どもはそれを参考にしながら、いろいろそれを具体化していくというふうなことが、行政の在り方・内容だというふうに思っています。

ですので、単に50万円の借料をいただいて、そういったものを村としてやるのはどうかというふうなことは、これも私どもの周知不足かと思えますけれども、そういったことも誤解を生まないような、そしてなおかつもっと大きな効果があるというふうなことを認めていただくような、今後対応を取ってまいりたいというふうに思います。

このことで、いろいろな詳細の部分が出てくるのかなと思って、担当課長に「それなりのことを考えておいてください」と言っておきましたので、越後課長からこの件について答弁をさせます。越後課長、お願いいたします。議長、御配慮お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 担当課としては、当初計画したとおりの3つの目的に従って現在進めております。そもそも加工施設については、従来より農家の方々がいろいろな作物を作付しても引取先がないというふうなことから、まずは「じゃあ、村で加工場を整備します」というふうなことで進んできたわけです。しかしながら、現在中山間を中心に農業をする人がだんだん少なくなっている状況もあります。村としては、三和食品と連携しながら柔軟に品目についても対応するというふうに申し合わせをしておりますので、まずは農家の方々から農業所得を上げるためにいろいろな取組をしていただきたいというのが担当課としての現在の考えであります。その後、やはり1人でも多くの働く方々が出てくればなというふうに思ってい

るところは、現在も変わっておりません。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今課長が言ったように、やっぱり最初に計画した当時の思いを長い時間、長い時間かけないと1回ではできないと思いますので努力していただきたい、こう思います。それで、できれば「こういうことをやっています」と、さっきも言ったとおり情報を流すとかそういうことをしてもらえれば、村民も納得すると思いますので、その辺お願いしたいと思います。

それで3番目の質問ですけれども、ふるさと納税でありますけれども、それはデータ・実績、それは議会とかあれで質問されているので大体分かります。ただ、ふるさと納税の考えですね。ふるさと納税そのものは村から出ていった人が、都会とかへ出て行って働いている人が、できるだけふるさとへ気持ちを込めて協力したい、それに村も「じゃあ、そういうことだったらいただきます」と、我々もこちらから誠意を込めて返戻をする。数字とかパーセントは一切関係ないんで、私は。ただ、その気持ちを言いたかったんですけれども。

その返戻する物ですけれども、それによって大蔵村で生産された物をできるだけやりたい。ない物は仕方ないんですけれども、ある物はやりたいということで、村としては気持ちを込めてやっているはずなんです。それでその経費、いっぱいかかると言われていると言いましたけれども、その残った金額ですね。それを、どのような気持ちで村長は活用したいのか。有利というか有効というか、その気持ちを酌んで活用してあげれば、それによってまた納税する人の気持ちが変わると思うんですが。「もらえばいいんだ」「やればいいんだ」じゃなくて、その気持ちの問題を私は今日質問していますので、村長の思ったことを言ってくればありがたいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員の言われたこと、とても大事なことだというふうに思っています。1回目の答弁の中で申し上げました、まずはふるさと納税をしていただく方がどういった思いで寄附をしていただけるのか。そして、どういったことにそのお金を使ってほしいのかということをお尋ねして、そしてそれに従って私どもはお金を使っているということになります。ですから、あくまでも納税していただいた方の気持ちに沿って、事業を展開してまいります。

それから、これら余談でございますけれども、ふるさと納税をしてくださった方へのお礼と

して私の文ですけれども、お礼文ですけれども、よその市町村から比べればとても丁寧で、心のこもった文章だというふうなことを言っていたいております。よその市町村では、二、三行なんだそうです、返戻の文がですね。それが結構、300字までいかないでしょうか、そんな形でいろいろな思いを書きつづってございます。

こういったことから、人の心を打つんではないですけれども、返戻品も関わってくるんですけれども、今は実際買い物合戦ではないですけれども、そういった形でのふるさと納税が残念ですけれども多くなってございます。そうではなくて、本来の本当はふるさと納税の趣旨に沿った納税になってほしいわけでありましてけれども、残念ながら今はそうではないというふうなこと。ですけれども、やはり納税を受けないよりは受けたほうがいいわけですから、いろいろな手を使ってとにかく納税していただく方が心打たれる、あるいは進んで納税していただけるようなそういったふるさと納税にしていきたいなということで、今も努力中でございます。今後もその努力を怠らず、続けてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村長の思っていることは、大体今ので分かりましたけれども、そういった思いをつなぐのがふるさと納税だと思いますので、東京大蔵会や何かに私行くと、その最後に歌うのが「ふるさと」です。やっぱりあれ、我々はどうってことないと思うんだけど、歌えばやっぱりふるさとが見えるんですか。

これ今質問していて、村長の答弁聞いて急に思い出したことで、質問ではありません。今でも何でも学校教育でも何でも童謡、あれがふるさとそのものだと思うんですよ、童謡。だから、文言に関して非難したらおかしい、悪いかもしれませんが、やはり小学校・中学校でも童謡は大切に歌うようにしたら、「ふるさと」というのを小さい頃から「ふるさとはこういうものだ」って体で覚えるんじゃないかと。そうすれば気持ちも優しく、ふるさとを思う心も幾らかでも増えるんじゃないかと私は今急に思い出したので、大変申し訳ないんですけれどもそういうことを提案して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） それでは、ここで休憩に入ります。

再開は11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

2番八鍬信一君。

〔2番 八鍬信一君 登壇〕

○2番（八鍬信一君） 2点について、村長、教育長に質問します。

1点目、村歴史資料の常設展示室設置について。

大蔵村には「清水城」という歴史的文化があり、それらにまつわる資料が村中央公民館のほかいろいろな場所に拡散保存されています。時がたてば、それらの資料についても継承されずに、紛失消滅してしまう心配があるのではないかなと思います。

村の歴史・文化資料や遺跡出土品等、貴重な資料が中央公民館だけでも約1,000点ほど段ボール箱に保存され、損傷の恐れが出ている話も聞きます。

村政施行130年を過ぎた今、これらの歴史文化遺産を守り後世に伝えるためにも、常設の展示室を設置するべきと考えます。

現在、赤松生涯学習センター多目的ホール一角に展示部分がありますが、全てを展示することは不可能であり、2・3階の空き室を利用した展示はできないかと考えます。

2点目、旧赤松小学校の記念碑建立について。

平成18年4月の小学校3校統合について、村との覚書があります。その要項に「記念碑の建立」と学校の「歴史的資料の保存展示」とありますが、旧赤松小学校についてはいまだに実施されていません。

閉校時に展示した写真・資料等もかなり多くあったわけなので、これらの展示と記念碑の建立を約束どおり実施するべきと思います。

以上について質問します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 1点目の「村歴史資料の常設展示を」という八鍬議員の御質問にお答えいたします。

大蔵村の村名の由来と言われる「清水城」7代城主、官職名大蔵大輔義親、後の光氏が亡くなって今年で406年がたちます。光氏公没後400年記念事業が平成25年に行われましたが、最上川の水運を知る講演会や、清水城址にて最上川を臨みいにしへの世に思いをはせ短歌や俳句を詠んだり、関連する史跡をめぐる内容で実施されたと記憶しております。私も当日参加いた

しましたが、村内外から40名ほどの参加があり、清水城に対する関心の高さを改めて感じたところでありました。

さて八鍬議員からは、貴重な歴史資料が継承されずになくなってしまう心配があるということ、保存していても損傷の恐れが懸念されるということ、以上を踏まえて歴史文化遺産を守り継承するためにも、常設の展示室が必要との御意見をいただきました。私も、貴重な歴史文化を後世に伝え、次の時代へと継承していくことは大変重要と感じております。保管展示につきましては、教育委員会の所管施設に関わることがほとんどですので、具体的な対応については有馬教育長から答弁をお願いしたいと思います。

私からは、2点目の旧赤松小学校の記念碑建立についてお答えいたします。

まず、平成18年の大蔵小・赤松小・南山小の3校統合から14年の月日がたち、時の流れの速さを改めて実感しているところです。八鍬議員からは、当時取り交わされた覚書にのっとり、記念碑の建立と歴史的資料の保存展示を実施すべきとの御意見をいただきました。

旧赤松小学校は、現在赤松生涯学習センター「まつぼっくり」として、生涯学習及び生涯スポーツの拠点として多くの人に利用されております。一方、旧南山小学校については校舎の老朽化もあり、閉校後の平成21年度・翌平成22年度の2か年で校舎の解体を実施し、跡地に交流広場を整備し、同時に記念碑を建立した経緯があります。当時を思い起こすと、地域振興を含めた活用を地域の皆さんと一緒に何度も検討したように思います。

話を戻しますが、地域から校舎がなくなった南山地区と違って、旧赤松小学校は生涯学習施設として生まれ変わり、地域のシンボルとしてその姿が継承されています。当時の覚書には、記念碑の建立については村と学区民代表が協議し、予算の範囲内で計画するものと交わされていますが、以後どういった事情からか地域との協議の場がないまま現在に至ったものと推察します。今回改めて御意見をいただきましたので、今後その対応について学区の皆様方と話し合いの場を設け、検討してまいりたいと存じます。

また、閉校時に展示した写真や資料の展示につきましては、1点目の質問と関連が多くありますので、有馬教育長より答弁をさせますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは1点目の質問、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、中央公民館には清水城に関わる資料として、大蔵村史編纂時に個人で所有する資料をお借りするなどして、そのコピーを集中保管しているものがございます。そのほか、以前より

村内各地域から寄贈されたものなどは、2階などに可能な限り展示保管してございます。しかし一方、中央公民館は以前にも増して子育て支援の一環として放課後児童館、いわゆる学童の受入体制を充実させたことから、その分手狭になったことも事実でございます。

八鍬議員からは、赤松生涯学習センターを活用した常設展示室の設置について、御意見をいただきましたが、現在の赤松生涯学習センターの展示コーナーの状況としましては、縄文時代の石器・土器、地域の反映の基礎となった人物等の紹介、寄贈いただいた貴重な資料や地域に関わる書籍等を展示しています。

「センターの空き教室を利用した展示を」という御意見ですが、実はちょっと宿泊研修関連しようとしていて、利用できる事務室・会議室・トレーニング施設などで常設展示できる部屋の確保は難しいのが実情でございます。今後は、展示スペースを含め隣接する多目的ホールを活用しながら定期的な展示、特別な期間を設けた企画展などの実施を検討してまいりたいと思います。

2点目の大蔵小・赤松小・南山小、3校の統合時の覚書や歴史的資料の保存展示につきましても、先ほどの答弁同様隣接する多目的ホールを活用しながら、企画展・特別展といった形で実施の方法を検討してまいりたいと思いますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ただいまの答弁では、常設するというのはその辺いろいろありましたけれども、実際生涯学習センター2階のコンピューター室、それから3階の理科室、この2部屋についてはただいま物置状態になっています。コンピューター室については、もうコンピューターは撤去したので機器はありません。その他もろもろの、今実際使っていないものは基本です。それが詰め込まれている状況なんです。それと、3階の理科室についても、理科の実験室ですから水の関係、それからガスの関係が整備されていまして、おのおのテーブルとシンクがついています。それらを撤去すれば、十分なスペースが取れます。

そういった空き室を利用して、何とかならないかと。これ、はっきり言って平成25年12月も質問しています。当時、矢口教育長でした。質問した後再三話しをしましたが、実現には至っておりません。次長は誰だったかな。

そんなことで、本当にもったいない、収容ね。村長、そして教育長もある程度確認していると思いますけれども、話では1,000点近く公民館にもあります。その他、ざっと言いますと清水城関係が公民館、それから小屋酒屋さん、興源院、あと清水の舟運、これも公民館、小屋家、

皆川家。庄屋関係では、清水町村、合海町村、南山村、赤松村、公民館とそれぞれの民家にあります。鉱山については、永松・肘折銅山、あと炭鉱ですね。これも公民館に一部あるそうです。あとは、修験に関係したものは出羽三山ですね。これは〇〇公民館。歌人・歌碑については、公民館と松屋さん。写真・絵画について、あとは遺跡の出土品、その他、本当にその量は多大なものです。全てこれは、実際確認して保存できるものかどうかははっきりしていませんが、ほとんどは良好な資料だということを聞いています。

だからそれぞれ、やっぱり我々の時代はこういうものはもったいない、それから後世に残すべきだというふうに感じているわけですが、我々の子供・子孫、ほとんど興味ないです。当然、これはいつか紛失、そして処分されてしまう運命だと思います。そんなことで、再三言っているわけです。これは、その辺で。

あとは、清水城に関してはやっぱり大蔵村誕生の貴重な歴史文化資料です。私も、山形最上義光資料館に行ってみました。清水関係は、ごく一部しかありません。それに勝るものが、やっぱり大蔵村に現在ありますので、それを当地の大蔵村がしまっておくというのは、本当にもったいないです。これこそやっぱり常設展示して多くの皆さんに、特に村内の人に知ってもらうことは当然、当村以外の方々にもやっぱり展示して表示すべきだと思います。同じ内容になりますけれども、再度村長、教育長にお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） それでは私のほうからは資料館のほう、大蔵中央公民館、それぞれのジャンルごと専用の収納のものです。ただ確認するところ、全部ではありません。ただほぼ、例えば小屋家の資料、そのほぼほぼのコピーなんです。ただ、ほぼほぼのやっぱり所有権、清水城の資料関係は興源院さんということで、なかなか本物を管理というところ、これも今後それを所有している方々と検討を重ねながら、そういったものの特別展、例えば企画展ということでやっていければと思っておるところであります。

やはり、コピーであってもそういったものを保管する、やっぱりこれはいい・悪いじゃないと思って展示する場合、コピーであるとしても価値観があつて、そこら辺実際は本物・実物というのを検討したいと思います。展示につきましては、部屋に関しては当時矢口課長のほうからお答えさせていただきました。そういった形で、企画展という形で期間を設けて村民に広報した文化財等の周知、検討して、展示するように努力したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 矢口課長。

○教育課長（矢口眞二郎君） ただいま教育長に続いて、私からお話しさせていただきます。

八鍬議員さんからは、生涯学習センターを確認していただいております。実際、今言った場所については、保管場所として利用させていただいている状況であります。その保管場所としまして、その他のものもたくさんございまして、そういった状況でまずは展示するような状況には現在のところなってございません。

そして、私どもとしても常設の展示とか考えた場合に、まずは1階のほうが便利なのかなというふうな思いもありますし、警備上保安性の問題でも職員の常駐とか警備の充実とか、あとは展示する場合もただ飾ればよいというものでもないかと思っておりますので、そういった部分での懸念もございまして、今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど1回目の質問で申し上げたとおり、所管が教育委員会ということでございますので、教育委員会の意向に添いながら検討していく、対処していくというふうなことでございますので、そのようにしていければというふうに私は思っております。

それから、今そういったいろいろな貴重な歴史的資料でございますけれども、飾るにしても単に陳列をすればいいというものではなくて、専門的な見地からやっていかなければ駄目なのかなというふうに思っています。そういうことで、やはり専門的な関係機関とかそういったところにしっかりと相談をしながら、そして収集なり例えば先ほど教育長が言っておりました個人所有物になっておりますので、コピーでなくて実物を飾るというふうなことになるれば、それ相当のいろいろな交渉をしなくちゃいけないというふうに思っていますので、そういうことを大事にしながら進めていかなければならないのかなというふうに、私なりに思ったところでございました。

そういうことで、大事なことは間違いありません。それを、今の時点できっちり整理をして保存していかないと、これが後世に伝わらないということだろうというふうに思っていますので、この辺をしっかりと検討といえましょうか、対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 保存についてやっぱり今後特に写真、あとは昔の書籍・書類というのが壊れやすいもので、変質しやすいもので、きちんと温度管理をしたケースというふうなことがあります。けれども、現在はそれを全部写真化して、通常の温度・湿度で保管できるというこ

とも聞いています。必ずしも本物の開展というところまでいなくても、十分に展示できるはずです。それをちょっと申し添えます。

2番に移ります。記念碑の建立についてなんですけれども、平成17年3月30日の3校統合の覚書というものがあります。実際、私もこの覚書については、どこにしまい込んだかちょっと分からなくなりまして、最近片づけたらちょうど出てきたところで、この件の質問をしたわけです。

というのは1つはあそこの利用者、特に村外の人から何人か聞かれたことがあります。私も、実際聞かれたことがあります。「これは、学校でしょう。どういうふうなことで、こういうふうになったの」とか、いつというのも変ですが「いつからですか」とか「どのくらいついていたんですか」とか、やっぱり教育関係に興味ある人は聞くんです。だから、実際あそこに看板を常設すれば、記念碑というのも看板程度のものだと思います。そういうものをあそこに提示すれば、来た人たちがいろいろ利用しながら、「こういう学校だったんだな」ということでなじんでもらえるんじゃないのかなというふうに思いまして、質問したわけです。

覚書の内容としては、14項目ほどあります。全員の署名が入っています。関係者の署名です。当時の村長半田庄一郎さん、教育委員長横山盛芳さんです。あとは地区代表とか、各区の地区代表、それからPTA会長・後援会長、そのような方です。14項目の中に、9番「記念碑の建立は、大蔵村及び学区民代表で協議し、予算の範囲内で検討する」、10番「各種の学校の歴史的資料関係については、保存展示できるように配慮する」、この2点です。それで答弁を聞きますと、「学校の皆さんと協議して検討してください」ということなので、そういうふうにお答えいたしたいと思います。

それと、ちょっと村長の考えの中には「多目的に利用しているから、できない」という話も聞かれました。それは、違いますね。やっぱり、今ある現在の校舎がどういうものだったかという存在感を表すための記念碑です。ちなみに、南山小中学校については、平成22年12月に石碑を建てています。かなり大きな石ですね、話によると50万円近くというところなんですけれども、私はそういうのは希望していません。今ちゃんとステンレスのパネルで、エッチングで全部写真もできます。

ちなみに業者に聞いた話ですけれども、いろいろな業者ありますけれども、2社から聞いた話で私がいいなと思ったのは、ステンレスエッチングで校章・校名・校歌楽譜・沿革史・航空写真等3枚入れまして、大体50掛ける50センチぐらいあるのかな。これで、大体35万円ぐらい。これは足つきです、足をつけてパネルが表示されている。建物がある場合は、壁づけもできる

そうです。これはやっぱり10万円ぐらい安くて、25万円。この程度と言っちゃおかしいんですけども、これらの情報を盛り込んでこのくらいの金額でできるという話です。だから石碑の50万円というのは、金額50万円というのは結構私は高いと思います。設置するにも、工事費がかかります。重機、かかります。だから、このような予算でできますので、再度これは村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員からは再度というふうなことで、記念碑の設置というふうなことで、普通みんなが考える記念碑というようなもの、大きな石にそれを刻んでというふうなことではなくてということで、看板だというふうなこと。そしてその看板についても、具体的に今議員のほうから提案をいただきました。なるほどなというふうに思って、聞いていたところでもあります。ですけれども、この場で「やる」「やらない」ということではなくて、第1回目の答弁でありましたとおり、地区の皆様方と話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

先ほど私が申し上げたのは、一般的にというふうなことで、現学校がそのままあるものから、どうしてもその後話題にならなかったことは確実だというふうに思っています。南山・肘折について、あるいは沼ノ台については現在今までの学校がなくなってしまうというふうなことで、どうしてもそういうことを希望する方が多かったというふうに記憶してございます。そういった中で、そういう覚書が交わされたのだというふうに思っています。決して赤松がどうだこうだというふうなわけじゃなくて、そういうふうな覚書もあるわけですので、約束だということでございますので、再度地区の皆様方の熱意と希望をお伺いしながら、村としてできる範囲内というふうなこともありますので、しっかりと話し合いを進めて納得していただける案で何とか実行していければというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 最後にちょっとお伺いします、教育長。

学校歴史資料についてですけれども、平成18年の4月の閉校式の当日いろいろなパネル、それから写真、それから子供たちの作品等展示したわけです。それで、その後私確認したところ、二、三年後だったかな、そこにあったんですよ。それが、前回平成25年に質問したとき探しても、ちょっと見当たらない。いろいろな方に、教頭先生含めて聞いたんですけれども、「いや、分からん」ということで、ここ2日ばかりセンターのほうに行って確認しました、見せてもら

いました。その中で、コピーした拡大写真が見つかったんですけども、その他の作品等は見当たらない。それから、歴代の校長先生、そしてPTA会長、後援会長、額入りの写真もないということで、一体どこに行ったのか。そういうこと、もし分かればこの場で教えてほしいなと。どういうふうないきさつがあったのか。

それと、大蔵小学校のほうにないのかなと思って聞いたところが、そっちにないということなので、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 一言で申し上げますと、正直私も写真等、あとは議員さん言われたような校長室のあれは、私もお預かりしてから確認はしていない。ただ校長の歴代は、小学校の校長室の小さな袋、ずっとなっている。あと後援会、PTAにはごさいません。小学校には、現在かかってはいません。

こういう答えで、申し訳ございません。再度改めて施設関連、何か探っていますので、そういった点で御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 前の校長室に展示してある飛行機の写真は、その原盤から取ったものです。あれもあまりにも多くなったので、小さくして2L判くらいかな、そのくらいにして張ったということは記憶しています。

今後、やっぱり当時の学校関係者と教育関係者ですね、もし分かればかなり貴重なものですから、搜索してほしいというふうに感じます。

これで一般質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 私のほうからは、2点について村長にお伺いします。

まず第1点は、検査費補助で、高齢者等へのPCR検査等を拡大する考えはあるのかということです。2点目は、災害等を受けての升玉小水力発電の今後の見通しはということであります。

まず、1つ目について質問します。御承知のように、新型コロナウイルス感染症は冬期を迎え全国的には第3波の様相を呈しています。本来は、症状の有無に関わらず全国民が手軽に何度でもPCR検査等を受けることができ、不安の払拭と早期発見につなげられることが理想です。しかし現実には、症状者や濃厚接触者への行政検査との兼ね合いがあり、限られた検査体

制課題もあります。

こうした中、厚生労働省（老健局長）は、9月15日付で市町村が実施主体となり、希望する一定の高齢者等（この等には、基礎疾患を有する方も含みます）が、PCR検査や抗原検査、これは抗原定量検査ですね。抗原定量検査を行う場合、国が一定の助成を行うとの通知が発せられています。本村でも、近隣自治体や医療機関などと連携・協議しながら、住民の不安解消のための検査拡充を図ってはどうか。今回の補正予算に組まれています。より詳しくお聞きしたいと思います。まず、1問目であります。

次に2つ目ですが、新型コロナウイルスの世界的蔓延で、外国人技師の入国が困難になっていることに加え、柳渕地内の地滑りで当初の送電計画の変更が余儀なくされたことは、発電目前に控えていたこともあり、大変残念なことであります。広報おおくら11月号によれば、「来年8月中の発電開始を目指します」とされています。

そこで、幾つか質問があります。まず1番目が外国人、チェコだと思うんですが、技師の入国の見通しがどうなっているのか。もしそれがかなわない場合の代替措置についてどうするのかについてお聞きしたいと思います。

2つ目が、連携する変電所の変更に伴い、送電ロス増加による託送料の引上げや新たな配電線工事の費用負担分など、SPC会社としての追加での費用負担が発生するについてお聞きしたいと思います。

3つ目、銀行団が示している返済猶予の内容と、猶予後の返済額増額の有無と、返済原資をどこに求めるかについてお聞きしたいと思います。

最後に4番目ですが、創業前のアクシデントとはいうものの事実上の休業ということで、本来であれば8月試験運転、12月・今月には本稼働ということであったわけなんです。それが1年程度遅れるということで「利益損失」が出ると思うんですが、これについては「利益保険」等の適用があるのかどうなのか。事前のアクシデントであるために、そういったことがなかなか保険上も難しいのかもしれませんが、この損失についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「検査費用補助で高齢者等へのPCR検査等を拡大する考えは」と、「災害等を受けての升玉小水力発電の今後の見通しは」という、佐藤雅之議員の質問にお答え

いたします。

まず質問の1点目、「検査費用補助で高齢者等へのPCR検査検査を拡大する考えは」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、全国各地で感染が拡大していることに憂慮しております。御承知のとおり、本村においても4月に感染が拡大し、村民の皆様方には大変な御労苦をおかけした経験から、コロナ感染症の予防について特に意を配して対応しております。私自身、感染拡大地域とされる都市には出かけないなどの対応を取っているところでございます。

さて佐藤雅之議員からは、新型コロナウイルス感染症対策として手軽に何度でもPCR検査を受けることが、住民の不安解消や早期発見につながるのではないかと御意見をいただきました。国の方針が示され、現在新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、この冬はインフルエンザ感染症の流行期に備え、地域の民間医療機関を含めた発熱外来診療を受け持つ診療・検査医療機関で相談・診療・検査ができる体制を本村でも取っているところでございます。

また、診療・検査医療機関への適正な誘導を想定したかかりつけ医による電話相談、発熱外来診療窓口及びかかりつけ医のいない方への市町村相談窓口を開設し、医療機関や医療従事者への負担を軽減しようと関係機関が連携を図りながら対応しているところであります。

議員御意見の「検査費用の拡充・支援をしてはどうか」という質問でございますが、国の支援制度として示された自由診療検査費用の一部を支援する制度を活用し、村としても65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方を対象としたPCR検査費用の助成について、このたびの一般会計補正予算（第11号）に計上して提案させていただいたところでございます。

支援の概略としては、PCR検査を行う場合国と村で2万円の助成を行う内容となっておりますが、回数についての制限などについては国から詳しく示された段階で判断してまいります。PCRの実施については、県の検査体制、整備計画及び実施要項等に基づき対応できる支援を実施していく考えでありますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、医療機関は限られた医療体制で懸命に感染対策を講じながら、診療を行っている状況にありますので、あわせて御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、「災害等を受けての升玉小水力発電の今後の見通しは」との質問にお答えいたします。

まず、初めに御理解をいただきたいと思いますが、升玉水力発電事業は多くが升玉水力発電株式会社、いわゆる特定事業目的会社SPCが企業主体となって進めているものでございます。大蔵村では、この会社に株主として参画しておりますが、あくまでも事業主体ではございませ

ん。その点を踏まえ、佐藤雅之議員からの質問には株主としての立場と範囲でお答えさせていただきたいと思います。

升玉水力発電所建設工事につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や豪雨災害等の影響を受け発電開始が遅れ、多くの皆様方に御心配をいただいたところでございます。柳瀨発電所の被災に伴う系統連携先の変更については、東北電力との協議も順調に進み、広報おおくら11月号で村民の皆様方にもお知らせをしたとおり、現在のところ令和3年8月の発電開始を目指しております。

さて1つ目、御心配をいただいております外国人技師の入国に関する質問でございますが、これについては日本やチェコ政府の方針に従わざるを得ないところでございますが、工事の請負社である日本工営株式会社からは、仮に工事完成までにチェコから技術者が入国できない場合は、リモートでの立会いを行うということで調整を行っているとの話を伺っておりますが、国の方針を注視しながらもう少し調整期間が必要になるとのことでございます。

また2つ目、系統連携先となる変電所変更に伴う費用負担でございますが、そもそも東北電力へ売電するものでございますので、託送料は発生しません。しかし、系統連携先の変更に伴う東北電力への工事負担金については、多少の負担が生じることになります。現在のところ、東北電力からは負担額の明示はありませんが、東北電力との協議においては100万円に満たない額とのお話をいただいたとのことでございます。

さらに3つ目、銀行団との関係につきましては、発電所の建設工事が未完成でありますので、いまだ銀行からの融資は受けておりません。そのため、返済猶予や返済額の増額といった話はありません。同様に、工事目的物である発電施設については、いまだにSPCとして引き受けしていない状況です。

そうしたことから、4つ目SPCとしての保険に加入できる状況ではないとのことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

菅政権が発足して初めての所信表明演説で、グリーン社会の実現として2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとの方針が示されました。本村での水力発電事業は、こうした国の方針実現の一翼を担うものと考えております。今後ともいろいろな方面からの御指導をいただきながら、株主として発電事業を推進してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 1番目のPCRの自由診療の件なんですが、国のほうから通知が来て

「65歳以上と基礎疾患のある方」ということなのですが、日本はそもそもPCRに全体として消極的というか、諸外国に比べて。まあ、検査したからといって翌日かからない保証はないということもありますが、絶対量が不足している中で、安部政権の最後辞任直前にPCRを拡充するという通知が出されて、それを受けて少しずつ広がってきているとは思いますが、65歳未満の方が結構軽症で無症状感染ということもあり得ると思うんですね。そうした場合に、65歳というのは一つの法的な考えではあると思うんですが、国がやらないということであれば村独自としてまず65歳未満の、限度はあるにしてもやる考えがそもそもあるのかどうか。まずそこを、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、1点目の答弁で申し上げたとおり、65歳以上というふうに限って今回は計画して実施したいというふうに考えています。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 先日全員協議会の中で、大蔵診療所さんのほうからお話し聞きましたらば、PCRを自由診療で受けた場合、まともに補助がなければ4万円かかるということでした。4万円というのは、需給バランスとか、もちろんお医者さんや保健所に対する負担もあるんで、気軽にといいながらもあまり誰でも彼でもとなるのは困るということもあって、4万円という値段になっているのかと思いますが、国が示した基準額を見えますと今回の補助との兼ね合いも含めて1回当たり2万円という基準額で、そのうち1万円を国、もう1万円を市町村、そのもう1万円の市町村の分も交付金として事実上国が手当するというので、最終的には市町村の持ち出しはなくなるというふうに聞いているわけなんです。

そもそもこの4万円というのは、この地域全体が大蔵診療所だけではなくて、最上郡全体の相場なんじゃないでしょうか。国の基準に比べて倍になっているような感じがするので、ちょっとハードルが高すぎるんじゃないかと。65歳以下の方は、まともに4万円払わないと自由に受けられないという状況があると思うので、その点お伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺は、最上郡の中でどういうふうな話し合いになっているのか、あるいは今回は大蔵村だけの様な感じもするんですけども、その辺の経緯・経過について担当課長の健康福祉課長、国分課長より答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉長（国分浩一君） 今の御質問の中で、全協のほうで4万円ということでお話しされ

たそうなんですけれども、全国各地で大体そのぐらいの値段がかかる。ただ2万円という国の基準がありまして、2万円が上限だよということで1万円ずつ、例えば安いところで2万円であれば、2万円上限で2万円出ますけれども、1万5,000円だったら1万5,000円という形になりますが、ただ国と村が折半で支援しますということですので。

ただ、先ほど村長さんの答弁の中でもやっぱり医療機関で、これは自由診療なものですから、これが拡大している中で自由診療がどれだけできるかとなった場合、その必要性等も考えれば医師の判断になりますので、そこら辺は御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） 価格については、ちょっと2万円というのが国の基準として示されて、補助との兼ね合いで出たものと実際の需給のバランスというのがあるんでしょうけれども、65歳未満ですと4万円払って、もちろん症状があれば行政検査でしょうけれども、なかった場合に4万円の負担が必要だということは、もちろん無差別にというのは難しいんでしょうけれども、こういった無症状感染者を逃さないという意味では、もう少しハードルを低くする必要があるのではないかなというふうに思います。

あわせて、本当に4万円払って受けるかというのと、陽性というのが分かるのが怖いという側面もありますので、風評や差別の問題もあって単純に受けるというふうになるかというの、確かに見通せない部分ではあると思うんですが。その部分を、診療所だけその4万円を下げるとかということではできないでしょうけれども、もう少しハードルを低くできないのかというのを、ひとつ思います。それは、ちょっと私の感想ですが。

これは自治体で決めることになっているんですが、支払いの方法ですね。償還払いにするのか、窓口で2万円を差し引いて上限額を払うのか、これは大蔵村としてはどのように扱うんでしょうか、診療所としては。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉長（国分浩一君） この支援関係につきましては、国では医療機関と契約を結んでやってもいいし、その実施自治体でいかなる方法で支援してもいいですよということで、うちのほうでは一応償還払いを考えています。契約等を結ぶのはなかなか難しいものですから、ましてや自由診療ということでもあります。ただ、先ほど診療所でやるかやらないかということでお話ししましたけれども、診療所の医師では「やたらにこういう時期に自由診療するのはいかなかな」という話がありました。

答弁の中でも、いろいろな海外へ行かなければならないとか、仕事上そういう書類が必要だ、証明書が必要だといった場合は、他の医療機関でもできるんじゃないかというお話でした。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） この場合、ちょっと65歳以上の方なんで、海外に出張だとかというのはもちろん若い世代の話だと思うんで、なかなかちょっと制度上は想定しにくい方々なのかなというふうに少し思っていますが。

償還払いとなれば、65歳以上基礎疾患のある方であっても、一旦4万円は立て替えるということになって、後から戻ってくるわけですが、そういうやり方だとやっぱりハードルがまた上がってしまうような気がするんですね。もちろん、いろいろ諸般の事情があるのも分かるんですが、できるだけハードルを低くすればいいという単純なことではないのは承知しているんですが、結局これをやっても何か想定される人があまりいないことを望むとは言いませぬけれども、思いながらできるだけハードルを上げて、「実際大した人はいませんでした」という落ちになるような制度設計になっているのではないかという側面もあるということなので、せめてこの償還払いの部分は窓口で限度額ということとするなりして、できるだけ本来受けた人が受けられるような工面をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。村長の見解を。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私としては、そこまでの範囲で話していなかったものですから、担当課と話し合っってはっきりそれは決定していきたいと思っています。ただ、今佐藤議員のおっしゃることも、なるほどなと思って聞いていたところでした。それから、故意にそういったハードルを高くしているというふうなことはないかというふうに思います。

ただ、私今回の国からの通達を受けて、即座に大蔵村としてそれに取り組むというふうなこと、それも担当課の意思といたしまして「やってみよう」という、そういった意思があってやるというふうに思っていますので、全ての人にやるということではないですので、今回この年齢とか制度の中でやって、そしてコロナの推移を見ながらさらにまた変わるというふうなこともあり得るのかなというふうには思っています。

そういうことで、今回やってみたら全てではないというふうに私は考えてございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） 5分ありますので、1問目最後にちょっと聞きたいと思うんですが、これはちょっと関連なんですけど、自由診療で受けた場合に万が一残念ながら陽性になった場合と

というのは、これは保険診療に変わるようになるのでしょうか。それとも、そのまま自由診療のままというふうな扱いになるのでしょうか。その辺の扱い、もし分かればお聞かせください。まあ、あつては困ることなんですけど、どういうふうな扱いになるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉長（国分浩一君） 国からの方針が、まだ詳しいところまで来ていないんです。だものですから、そこら辺の判断はその時点で、検査結果が出た時点で保健所のほうとの話になると思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、先ほど付け加えておきますけれども、証明書必要と先ほど言いましたのは海外の出張とかに証明書が必要だということになりますけれども、もう1つは施設利用サービス、福祉関係を使用するときに証明書が必要だと言われたところに関しても含んでおります。ですから、あまりないんじゃないかというのはもっともな話だと思いますけれども、それなりの話ですのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） じゃあ、まず1点目はこれで終わります。

○議長（鈴木君徳君） じゃあ、ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） 午前中に引き続きということなので、ちょっとお昼休みが入りましたから、2番目の升玉小水力発電についてお聞きしたいと思うんですが、村長は今回の形態がSPC会社ということで、私自身これがどういうものなのかというのがいまひとつ分からない部分があるんですが、新たな手法として取り入れられたわけなんですけど、一株主ということで先ほど村長としてはお答えになりましたが、実際問題として49%出資をしているのは村でありますし、また代表取締役社長は村長なわけです。

ですので、一株主という立場にあまり役割分担というか、普及のほうもいろいろ「私の立場で」という言い方が結構はやっていますけれども、そうではなくて率直なところ不安も、私自身も想定外のことでありますからこれはあると思うんで、実態を明らかにしていただきたいというの

が率直なところですよ。社長としての立場もあると思います。

そうした中で、今まで銀行だったらまだ融資受けていないんですよということで、特に持ち出しはありませんということで、返済計画についても別に変更があるわけでもないということなんです。ついこの間7月に間もなく完成するというので我々も見に行ったわけですが、あれだけの工事をしてもうほぼ完成の状況なわけですね。それで、業者に1円も金払っていないわけではないと思うので、実際問題としては工事の前払金だとか等々は発生しているわけだと思っんです。それをどこで出して、具体的にどういうふうになっているのか。その辺の資金繰りも含めて、1年なり半年遅れるだけで収支は別に影響ありませんよということではちょっと株主目線だけの答えだったので、村としてどういうふうな形で捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員から御指摘いただきましたけれども、株主としてじゃなくて社長として、あるいは筆頭株主としてそういったことを言ってほしい、正直なことを言ってほしいと。私は1回目の質問の中で、100%の回答をしたつもりでおります。そういうことで、今後についていろいろな質問があるかと思えますけれども、それについては実際その業務を担当して下さっている副村長に答えていただきます。

今の考えをお聞きしましたけれども、本当に素直な気持ちで役場で携わっているということとは間違いありませんので、ただやっぱり表面上は3者でSPCいわゆる目的会社ですので、それは間違いのない事実でございます。そういうことでお答えしましたので、その誠意については受け止めていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） じゃあ、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず普通の工事ですと、やはり前払金を払って、中途前払金等も支払って、それで完成払いというふうな形態になってございます。ただ、今回の場合はSPCでございますので、まず資本金が8,000万円の会社でございます。それで、やはり水力発電所というのは工事期間が非常に長くかかるという特徴がございます。太陽光ですと、パネル持ってきてパッパッと並べればいいんですけれども、そういったことでなくてすごく長くかかるというような特徴がございますので、これについては前払いといったものは一切発生しないというふうな契約のもとに工事を始めているものでございます。全て完成までは、物件保持者である日本工営株式会社の

ほうが立て替えて支払うというふうな形の契約でやってございます。

そういうことで、今のところ日本工営株式会社のほうには一切支払いしていません。あくまでも、完成してきちとこちらのほうで設計した490キロの発電ができるというものを確認した上で、それが完成となりますので、そういったことでの支払いというふうな契約になってございますので、今現在一切支払いはしていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今確認したらということですが、普通であれば前払い等々しなければ、あれだけの工事ですから事業者がどうなるのかちょっと不安だったものですから。このSPC会社という形をとったために、今の段階ではそういった前払いだとかをしなくてもいい契約形態だということもあり得るのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） これは、SPCだからとかそういったことでなくて、一応日本工営の子会社である株式会社工営の株主になってございますのでそういったことで、やっぱり借入れして支払えば金利負担というのが必ず生じるものですから、そういったものが一切生じないよということ、初めからそういった契約でよければということ、契約しましたので。そういったことで、SPCだからということではないです。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そういう意味での負担という意味ではないということが確認されましたが、来年の8月を一応目指してということで、あくまでも目指してなので先のことは本当に分からない情勢であると思うんですが、一番大事なとかいつでも大事ですけども、立会いに当たってリモートでもあり得るということなんですが、この点はどこまで確認されているのでしょうか。今の情勢ですと、来年8月となるともっとその前の段階で入国ができるかとなると、ちょっとなかなか見通せない状況で、それは誰でも同じだと思うんで確たることは言えないと思うんですが、具体的にその点についてはリモートでも大丈夫だという確約は得られているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 一応立会いして検査が終わらないと、完成とは認めませんというふうな契約内容です。それで、いつまでもそれが終わらないと、幾らたってもSPCのほうに工事

の対象物は引き継がないというふうな契約になってございます。それで、今チェコで向こうのほうの会社のほうとやっているんですが、やはり政府の判断がどうなるか今のところ分からないということで、もし入国ができないというふうなことであれば、リモートでというふうな形で今話し合いを行っているところでございます。

ただ今の段階で、まだ来年オリンピックもあるものですから、そういったことでの緩和とかそういったこともどうなるのか分からない段階で、じゃあ単純に「リモートで行います」というふうな契約にはならないものですから、そういったところで調整を行っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうすると、今の段階ではそこはまだ確定的には分からないという部分が多いわけですね。

私の理解でちょっと分からなかったんですが、託送料はかからないということだったんですが、今度災害の地滑りの件で柳瀬発電所が使えないということで、新たに新庄のほうを通すルートをとということなんです、基本的には100万円にも満たない額ではないかということで、思った以上にはかからないなと思ったんですが、本来的な問題とすればそちらの負担は結局は利用者にも来るということはあるんでしょうけれども、本来であれば東北電力が負担すべきものなんでしょうけれども、そこはやっぱり今の事情を考えてなかなか全額東北電力の負担だとは言えない状況なんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） まず託送料ということなんですけれども、託送料というのはこちらのほうで発電したものを例えば「大蔵台で使いますので、そちらのほうにつないでくださいよ」、これは東北電力の電線を利用して来るわけですので、そういった行き先を例えば役場・学校、そういったところを指定して「そこで使いますので」という契約をすると、託送料というのが発生する。今回は、東北電力にあくまでも売電するよということでございますので、そういった託送料という考え方は発生しないということでございますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

あと、系統連携先が変わったということで、これについてはやはり既存の電線がそれに495を載せた場合もつのかもたないのか、そういった検討もございます。あと、向こうのほうからこっちの清水、合海の変電所によこすわけですけども、一方通行で来る場合と、あとやはり

足りなくなって新庄変電所のほうからこちらのほうで使う部分が足りなくなって向こうのほうから送られてくる場合もあります。そういったことで、それが逆にならないようなシステムをつくらないとならないわけです。今のところ、新庄変電所からずっと一方通行で行っているんですけども、途中で升玉水力発電所をつくったもので、そこにつながりますよ。それをこちらのほうに持ってきます。ずっと使ってきているんですけども、使い切らないで変電所に行く分にはそれは問題ないんですけども、じゃあ足りなくなった場合向こうのほうから来ます。そういった場合、どこかに逆に行くものを防止する装置をつくらなければなりませんので、そういったことへの負担金というのはこちらのほうの都合ですので、SPCがそういった発電所をつくったがために東北電力で設備投資しなければならなくなった部分ですので、それについては御負担いただきたいというふうな提案となっております。

それで実は今日ですけども、ちょっと今東北電力の話をする、大体その工事負担金が78万円程度というふうなことで、まだ直接請求が来たわけじゃないので詳しくは分かりませんが、78万円から80万円くらいの間だということで御連絡をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 自然エネルギーということで、私も原発は課題を抱えていると考えているので、その前段の考え方自体はいいことだと思うんですが、やはり当初から懸念されていたように地滑り地帯で工事をするというのが一番の懸念材料でありました。直撃ではなかったわけですが、その辺のところは今回地滑りということになったわけですが、この間国交省整備局のほうとも認可を出すに当たって結構1年以上かかったと思われるんですね。当初よりも大分計画遅れてきたわけですが、いろいろな状況を加味して認可をもらうに至ったわけなんです、全体の評価としてできてしまったものを「まずい」とか、そういうことではないんですがあの地域一帯は、これは誰にも分からないことではあるんですが、そもそも計画全体として地滑り地帯に、適地ではあると思うんですけども、それなりに勾配があるということなので。

その辺、今の段階で総括するところでもないんでしょうけれども、ああいう地帯での事業というものに対するリスクについて、今回現実起きてしまったわけですが、村長の何か考えというものはあるでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） もともとこの場所は、大蔵村の造成地の中だけで水源を発生する。そして、最上川に合流して川の資源を管理する、そういった中での銅山川でございます。ですけれ

ども、おっしゃるとおり勾配が非常に急だというふうなこと、それから豪雪地で特に葉山・月山という山を控えていて豊富な雪があり、それが水資源に変わってくるということ。そういうふうないわゆるメリットから比べて、デメリットのほうを考えました。当然、発電するには川をせき止めなくちゃいけません。川をせき止める、その工事だけでも大変な工事の金額になります。それを、国の施設である砂防ダムを利用してというふうなことになるわけですから、それなりのリスクは考えておりました。ですけれども、それを相殺しても余りある価値、利益が生ずるというふうなことを判断しまして、そこに決定しました。

私どもの村だけの評価ではなくて、いろいろな会社あるいは団体から、あそこについては数多くある砂防ダムの中でも、大蔵村の中をとっても一番の適地であるというふうなことは国交省のお墨付きでしたので、他の機関もそういうふうな判断をしていただきました。私も、最初からあそこに目をつけたんですけれども、そういうことで発電されたものがすぐ送られるというふうな環境にもありましたし、道路も近いということ、それから人の目があるということ、そういったことを考えまして、観光的なものから全てそういうものを網羅しあそこが適地であるというふうな判断した。

ですから当然リスクもあり、それを相殺しても余りある私はメリットだというふうな判断をして、そこに決定をさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 佐藤議員おっしゃるとおり、地滑り地域も隣接しているじゃないですか。それについては、河川協議の段階でも非常に問題・課題として浮き彫りになった経緯がございます。ただここをクリアするような、きちっと今の安全率を絶対下げることのないような構造にしないよということで、そういった構造にしてございます。それで今の地滑りも、前の評価よりもきちっと地滑りに対する安全率が確保されるような設計になってございますので、その辺についてはこちらのほうとしては以前よりも安全になったのかなというふうな感じは受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 努力されているということ、先はなかなか自然現象でもあるので読めないということなので、ぜひここまで来ていよいよというところなので、ぜひこれは遅れを何とかみんなで力を合わせて挽回して、今後の村の発展につなげていければと私自身も思いますので、ともに頑張っていきたいと思います。

質問することもあると思いますが、よろしくお願ひします。村長、何かあれば。

○副村長（安彦加一君） 議長、1つだけいいですか。

○議長（鈴木君徳君） 副村長。

○副村長（安彦加一君） 先ほど、いわゆる業者の選定に関わる基本的なことを私は質問していただいたと思っています。日本工営という会社は、そういった関係においては日本でも一、二を争う会社でございます。そういった会社と組めたからこそ、全て立替費用でこういったことができるということでもあります。ですからパートナーを選ぶにしても、やはりそういった確実な方法で最後までその工事が完成する、そして事業が実施できるということを見込まなくてはいけないということが、我々の責任だというふうに思っています。今回、見事にそれもクリアさせていただいたというふうに思っているところです。

以上です。

○3番（佐藤雅之君） 以上で終わります。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 私は、今回「防災、避難所運営の今後の課題と対策」と「診療所2階へのアクセスは」という2点について、村長に質問いたします。これは、一問一答の形式でお願いしたいと思いますので、初めの「防災、避難所運営の今後の課題と対策」について質問いたします。

さきの豪雨災害では、避難所の運営、自主防災への課題が多く見受けられました。そのための検討も重ね、これからの課題も見えてきたと思われまふ。今まで具体的にはどのようにするのか、また豪雪地帯の当村では冬の対策をどのように考えているのか、まず1点目としてお尋ねいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは、一問一答方式というふうなことです、最初の部分だけの答弁に入らせていただきます。

「防災、避難所運営の今後の課題と対策」ということです。

まず初めに、7月28日に発生した豪雨災害においては、村全体に多くの被害をもたらしました。またそれと同時に、多くの問題や課題を村や村民に投げかけたと感じているところです。災害発生後に、村では全職員を対象とした災害対応の課題と、その対応について検討を行った

ところでございます。同じく、消防団幹部会においても検討をお願いし、多くの御意見をいただきました。これらを、村災害対策本部会議において総合的に検討し、今回の災害対応の反省と課題の取りまとめを行いました。それらを踏まえ、早坂議員から御質問いただいた防災避難所運営の課題と対策について、お答えいたします。

最初に避難所の開設についてですが、今後災害が発生した場合には、風水害や地震など災害の種類や規模に応じた避難所の開設と運営に取り組んでいくように考えております。また、避難所の備蓄品の拡充と、避難所で対応する職員がスムーズに避難所を開設、運営できるような準備も現在同時に進めております。特に現実味を帯びております清水合海地区の浸水被害に備えるため、これら備蓄品の拡充に併せ水難用ボートの配備も次年度に向けて検討中でございます。

また、避難所における食料の提供については、避難直後に食料を提供することが困難な場合もありますので、さきに配付しました「防災・災害対策マニュアル」の中にもございますように、非常用持ち出しバックの中には1食分ほどの食料を準備していただきたいと考えているところでございます。しかしながら、災害が大規模で避難が長期に及ぶような場合には、食料の供給も考えていかなければならないことだと考えております。具体的には、役場調理師職員による食料供給、いわゆる炊き出し等を考えております。

加えて、道路が分断されて食料供給ができないことが考えられる避難所におきましては、現在配備されております水やお湯を利用する災害備蓄食料を段階的に更新し、水やお湯なしで提供できるパンの備蓄食料に変更する計画でございます。

しかしながら、災害発生直後など全て村で対応することが困難な場合もございますので、各地区の自主防災組織を中心とした共助も大切になってくるものと考えます。

次に、豪雪地帯の冬の対策についてですが、冬期間の災害を想定するときに、その内容は豪雪による雪崩や積雪による家屋の倒壊、地震による家屋の倒壊などが想定されます。これら災害時においても、避難所の開設とその利用を想定しているところです。電力の供給が途絶えない限りは、指定緊急避難場所及び指定避難場所においては、冬期間に必須とされる暖房の確保は可能だと考えております。積雪や雪崩による電柱の倒壊、及び電線の切断等による電力の救急停止も考えられるわけですが、それらにつきましては電力の供給なしで使える対流式ストーブや、反射式ストーブの配備が必要になると考えますので、現在の配備状況と必要数を考え合わせながら、今後計画的な配備を図ってまいります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 村長から今答弁いただきまして大体、特に清水地区の場合はボートですか、そういうものを準備するというふうにはなっておりますけれども、その前に各公民館、4つの指定避難所以外の公民館への準備というんですか、具体的には。そういうことをちょっと教えていただきたいのと、それに付け加えまして特に比良稲沢の公民館、あそこはいつも災害が怒っております。そのときに、あのときを思い出していただくと分かるんですけども、こちらに行くのも来れない、中央公民館のある場所も水没しましてあちらへ逃げるのも行けない。

前も私質問したことあるんですけども、お寺さんとか公民館以外の避難場所はどうかというところも質問したときには、それも一応考える範囲ではあるというふうにお答えいただいたんですが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 各地区の公民館は二次避難所という場所といいましょうか、そういったことで大きくは4つということですので、それは一番にどんな災害であろうとまず設置をする、開所するというふうなことでございます。そのほかに、やはり状況に応じて先ほど私が申し上げたとおり、災害の種類によっては今のように水害の場合は通れなくなったり、あるいは風水害の場合でもそうですけれども、風で支障木とかそういったもので通れなくなったりとか、いろいろなものがありますので、そういうときにはその場合に応じて適宜変更するというふうなことにしているということでもあります。

それから、先ほど言っていましたお寺等とか、そのほかの公共施設等を急遽するというふうなことも、これからは考えていかなければならないということで、内部で検討はしてございます。よく東日本大震災のときもそういったお寺とか、そういったものを活用させていただく。事前にそういったものは、お互いに話し合っただけで許可を取っておれば、そういったこともできるのかなと思います。

ただ、今回はコロナ禍の中となりますと、またいろいろな話が違って来るものというふうに思います。そういったことも加えて、今いろいろな検討をしながら、備蓄品を備えてやっているとあります。

詳しいことにつきましては、今後担当の危機管理室長から答えさせますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、今質問があったことにお答えしたいと思います。

大蔵村で指定されております避難所なんですけれども、大きく2つに分かれます。1つは、指定緊急避難場所となります。これにつきまして、先ほど早坂議員がおっしゃった公民館、主に公民館の施設です。そのもう一つの種類として指定避難場所がございまして、これはいわゆる役場の関係で公共施設、例えば大蔵小中学校であったり中央公民館であったり、赤松でいえば「まつぼっくり」、そういう公共施設が約12か所なんですけれども避難所として指定されております。

先ほど早坂議員おっしゃった、いわゆる公民館等の地区民等の準備という御質問だったわけですが、やはり最初に申し上げましたとおり名前にもございます指定緊急避難場所がございまして、そこに基本的に長くいることはないという設定になっております。ですので、今のところなんですけれども、指定緊急避難場所全ての施設に災害備蓄品を配備する計画はございません。

ただし、このたびの災害でも実際ありましたとおり、白須賀の公民館なんかは避難場所として長く使われたところもございまして。その辺に関しては、地形的な条件、いろいろな条件が重なってそこにとどまらざるを得なかったということも考えられますので、これからその辺は村で行いました反省の中でも出ておりますが、そういうふうに緊急の際に想定されるいわゆる指定避難場所に関しては、そういう備蓄品を一時的に置かせてもらうということで検討していく予定です。

ちなみに、白須賀地区の公民館でございまして、今年度中に公民館自体あまり収容人数多くないものですから、約20から30くらいの備蓄品の配備できないものかなと今考えているところです。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 公民館等ではこの備蓄は大丈夫なんですけれども、先ほど村長は寺のほうは今コロナ禍の中ではちょっと厳しくなっているというお話もありましたけれども、でも地域的にまずお寺さんにしか行きようないわけですよ。そのときに、もし備蓄がなかった場合、認定がなされていないから備蓄はできないよといえばそれまでなんですけれども、あの辺の人数を見ると大体そんなに要らないな、10くらいあればいいかなというふうな数は見込めると思うんです、そんな小さな村ですよ。そういうのを事前にお話ししながら、相談しながら備蓄をしていただくと、あの近辺の方は、やっぱり本当に来た方は水浸しだったので、逃げる場所といたら山の上、そうなったときにはお寺さんというふうな感覚が私の頭の中にはある

ので、もし可能であればお寺のほうにも幾つか備蓄できるような、そういうふうなことを考えていただけたらと思うんですが。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） お寺さん等の備蓄に関しての件ですけれども、やり方としては2種類の方法があるみたいです。例えば宿舎に関してですけれども、当然そこに備蓄する食料品を、災害備蓄の食料品を置かせてもらうということです。あとは、例えばお寺さんのほうからちょっとした炊き出しをしてもらうという、2つの方法が考えられると思います。後者のほう、お寺さんに炊き出ししていただいた場合には、そのお米代とかいろいろかかった経費は村のほうで後々負担するような形で予算措置をさせていただいていますので、そのような方法を取らせていただければと思います。

また、今回は平稻沢地区は心配だと思いますけれども、また今職員を通してちょっとお寺のほうに配備していただくというのはお寺との調整も必要ですし、今後考えて調整してまいりたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） じゃあ、その点はよろしく願いいたします。

その中で、これ全体的なことなんですけれども、高齢者等の避難弱者の件については村ではどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 高齢者の今回の避難に関しましては、確かにいろいろな問題が起きました。主には、民生委員さんとかに頼って回ってもらったり、電話連絡してもらったという経緯があるんですけれども、やはりこれだけの災害になりますと1人では回り切れない、そういうふうな状況が今回いろいろなところで見受けられました。そのときに、「名簿があつたらな」というふうな要望があつたのは事実であります。ただ、やはり名簿の取扱いとなりますと、今は個人情報関係のこともございますが、何せ災害でございますのでそれも必要と思います。

これから先、ちょっとその配備の仕方ですね。例えば消防団に預けていいものなのか、地区代表に預けていいものなのかというところを、今それも併せて検討中ですので、これも対応できたらなと思いますので、当然高齢者の避難誘導等、安否の確認というのは大事なことで、なるべく早く回答を出せるように検討してまいります。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） やはり高齢者というのは、家族がいての高齢者でしたらば逃げることは可能なんですけれども、独り暮らしあと両方とも高齢者の方たち、その方たちは足腰が弱くなっていたりとか、車の免許をもう返納していたりとか、そういうのでなかなか避難するのにも時間もかかるし、早めに防災無線で「避難してください」と言われても「いや、うちは大丈夫だ」って、私たちもそうなんですけれども、どうしても自分の意見を信じたいがためにそうやって手遅れになるということもあると思うんです。でも、今回こういうふうな配慮をするとか、そういうふうに準備していただけるということは大変ありがたいことですので、これはいつ来るか分からない災害ですので、できるだけ早めにそれは検討していただきたいなと思います。

それから冬の災害なんですけど、ここに暖房を置くことは書いてあったんですが、私一番気になったのがグラウンドの、皆さん今回雪が降っていなかったのもので車で移動して、車でそこに避難していたという方が多かったとお聞きしました。そうなった場合、冬あそこはもう駐車場にはなりませんよね。あと駐車場というか、自分の家から来るまでに除雪が果たしてなっているか、そういうことも、すごく不安なんです。特に、まだ雪降っていませんから何とも言えないんですけども一晩でもう降ってしまう、そういう土地柄ですので除雪体制ということも踏まえて、そういうのは建設協会さんなりそういう方たちにはお願いはしているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 今御指摘のありました冬期の災害の場合も、要は避難場所の駐車場の確保、そこへ行くまでの道路の確保というふうなことでございますが、やはりこれは正直申し上げまして今まで経験がないものでございますから、正直契約等は行っておりません。ただ、大蔵村の除雪体制に関しましても、いろいろな状況で「何センチ降ったらどう」というふうな状況で、実は地域整備課のほうで業者に委託してまして、地域整備課長からちょっとお答えいただかなければならないことかもしれませんけれども、実際に対応できるのではないかなと想像しておりますので、地域整備課長から御答弁していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 避難場所の除雪ということですが、やっぱりそういった状況状況に合わせた形で除雪をする必要はあるかというふうに考えております。ただ、今回清水合海地区の洪水被害ということで、大蔵小学校・中学校のグラウンドを駐車スペースとして利用したわけですが、冬場雪の降る季節は非出水期ということで、絶対洪水被

害が発生しないとは言えませんが、冬期間についてはそういった洪水被害といったものはかなりリスク的には低いものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今、課長はそんなに洪水被害は起きないとおっしゃっていましたが、もし起こったときのための、そのとき皆さんが中学校または同じ場所に避難したときに駐車するスペースがないとか、そういうこともありますので、ぜひともその点もお考えの上でこれからの防災のほうをしていただきたいと思います。

それでもう一つなんです、今までいろいろな具体案というのがちょっと見えてこないの、何か決まったこと、これだけは教えてというか、決まったこととかありましたらちょっと知りたいので、あれば教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） この質問に総括してありますけれども、いろいろな反省等がある、それを取りまとめております。私も、本当にこれは起こり得るはずはないなと思うようなことが間近に起きてしまうということを今回非常に学びまして、この災害を通していろいろ勉強させていただいております。それを今まとめまして、いつでも村民の方々にその情報を提供できるように、いわゆるバーコード等を使った講演資料を取りまとめておりますので、この災害の教訓を幅広く村民のほうに広げるために、もし機会があればいろいろな方法を設けて、具体的にその場におきまして反省の内容を広く村民に伝えたいと思っております。

また、あわせてまして広報を使いまして、このたびの反省事項を村民の方々にお伝えするつもりでおります。「役場、何してんのや」みたいな話もいっぱいありましたので、その辺は今役場もしっかりと考えているので、何点か取りまとめた資料もございます。それを基に、今年度中の広報に掲載して載せる予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 恐らく今のうちの管理室長の答弁で、この件は次の質問事項に移るものだというふうに思いますので、私のほうからまとめてお答えさせていただきたい。

今、早坂議員は役場の体制というふうなことで、いろいろなことで御質問されているようでもありますけれども、私はこの災害に当たって一番大事なことは村民の意識改革、そこだというふうに思うんですね。それが、役場の使命だというふうに思っています。

当然、いろいろな避難なり誘導なりそういったことの手だて、いろいろなことは役場が先頭に立ってやらなくちゃいけないというのは、これは当たり前のことであります。それに従って動けるような村民の行動、そういったものをうまく図れるように、実施ができるように、それまで村民の意識の改革、危機管理意識の高揚を図っていかなければならないということです。そちらのほうを大事にするべきだというふうに思っています。お金や物で準備するものは、いつでもできます。それ以上に、やはり村民の災害に対する意識をしっかりと、自分の命は自分で守るというふうな基本を、しっかりそれを植え付ける、そのことが大事かと思えます。

それを示唆する記事が、この前12月2日の山新でございます。「防災に共助・互助をもつと」というふうな提言が出ておりました。山形県自主防災アドバイザーのチガワラさんという人なんですけれども、ここに「自助」「共助」「公助」とあるわけですよ。その「自助」と「共助」の間に、「互助」入れなくてはいけないというふうなことなんです。まず一番大事なことは、自分が動く。そして自分ができることをやるということ、それが「互助」ですね。「共助」というのはお互いに助け合う、そしてそれで駄目なところは「公助」ということなわけです。

ですから今回の避難についても、幾ら村で言っても避難しない方もいらっしゃいます。そして、夜中になってあわてて「この水だったら、逃げなくちゃいけない」というふうな形で、顔色を変えて逃げてくるわけです。そうすれば、当然それは災害に対する備えができていない方々なわけでありまして。当然着ぐるみ、食料どころの騒ぎじゃない。お水も何も持ってこないということになります。そういうことなんです。 「いろは」の「い」からまずは村民に対して、今回の災害が私はいいいとは言いませんけれども、大蔵村でもそういった危険が起こり得るというふうなことを村民が自覚した、そういった機会になったのかなと思っています。大変残念な機会ですけれどもね。なければ、ないほうがいいわけです。ですけれども、あってしまったというふうなことです。

ということで、先ほどのお寺の件もありますけれども、そこに食料を置くなんていうことを考えないで、当然あの際にも比良稲沢地区で唯一炊き出しをしておりました。地域のまとまりであります。必ずしも村で食料を準備しなくちゃいけない、それではないんです。やはりまず住民ができることをやって、そして本当にできない方々を村としてどういうふうな扱いをしていただけるのか、誘導するのかというふうなこと。自主防災も、なかなか思うように進みません。

大蔵村では、27集落全て自主防災組織あります。ですけれども、内容については雲泥の差が

あります。頑張っているところ、全然避難訓練をしたことのないところもございます。そういうことから、まずはやってかなければならないというふうに思っています。そういうことで、その辺に関しては議員の先生方のお力も借りながら、各集落においてそういった意識の高揚をしっかりと高めていただくというようなことに御協力いただきたいというふうに思います。

私ども今回を機会として、想定外のことだとは言いながらも、やはりいろいろなうろたえがあったりいろいろなあわてがあったりして、思い違い、あるいはすれ違いのことになることもありました。それを同じ過ちを二度と繰り返さないということですね。今回、しっかりとした形で何百項目にもわたるいろいろな反省点を挙げました。そこから、今すぐしなくちゃいけないこと、それから将来的にしなくちゃいけないこと、分けて考えてしっかり整理してごさいます。これを、後ほど議員の皆様方にしっかり書面で説明しながら、そして皆様方の御意見をいただき、さらに完全なものに仕上げていきたいというふうに思っています。ですけれども、あくまでも村民の皆様方からの御協力を得なければできない問題でございます。

そういったことで、早坂議員も村に対して要望、それはいいんです。そして、自分が実際にやってもらっても結構なんです。ですけれども、この点は皆さんがやるべきですよ、というふうな振り分けをしっかりと御指導いただければというふうに思っています。村議会議員というふうな役職を持っていて、その中で活動していただけるのであれば非常にありがたいと思っているところです。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 比良地区で炊き出しをしたというのは、私も聞いておりました。なので、できればもっと村でお手伝いできればなというので、ちょっと今回言ってみましたけれども。実際問題意識の低さ、それはやっぱり周知していかなきゃいけないというのは今後の課題だと思いますので、私も勉強しながら村民にそういう意識を持ってもらうように伝えていきたいと思っております。

2つ目、次へいかせていただきます。2点目は、「診療所2階へのアクセスは」についてですが、これは2階の歯科に行くのに足腰の弱い方は階段の昇り降りが大変で、治療に行きたくても行けないという声があちこちから聞かれるようになりました。以前からもあったんですけども、「エレベーターがあったらいいね」とか「何かあればいいね」という話は聞いていたんですけども、実際のところ私自分がそんなに足弱なくて自分で行けるものですから、さほど「ああ、そうだね」という感じでちょっと聞き流していた部分があったんですけども、今すごく切実にお話しを伺った方がおまして、「今までは階段を自分で昇り降りできたので、

歯医者に行くことができました。でも、もう歩くのがきついで、訪問治療というんですか、それをするようになりました。でも、寝たきりではないんですよね、うちの母は」というふうにおっしゃっていました。階段が昇れば、そちらのほうに行けるんですよ。でも、その訪問治療を受けるのに1か月・2か月と随分待たされる期間が長いので、できれば何とか2階に上がる手段があればいいのではないかなという事で、それをお聞きしましたので今回の質問の中に入れていただいたんですが。

介護予防の点では口から物を食べることの重要性、これも指摘されております。やはり口から物を食べるがために、元気でいられるんだよと。だけれども、歯が悪いということは、動物だったらもう死んでしまう重大なことなんですよ。でも人間の場合は治療ができて、それが可能なんですよ。そして、近所の方にも聞いたんですけども、やっぱり今までかかっていたお医者さんは階段があって行けないから、スロープのある医者に変えましたと、そういう方もあるのに、新庄市内の場合は変えてもすぐ自分が連れていけますけれども、大蔵村の場合新庄まで行くというのはちょっときついんです。

ならばここにある歯科に、伊藤先生にもお尋ねしましたらば「治療は可能ですよ」「ここまで来たならば、この診察台に載せることが可能ならば、治療できます」というお話もお聞きしましたので、ぜひとも2階へのアクセスということで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からの「診療所2階へのアクセスは」の質問については、議員御発言のように平成23年12月の定例議会一般質問においてお答えしておりますので、重複するものと思いますが、御理解いただきたいというふうに思います。

本村においても年々高齢化が進んでおり、令和元年度の診療所を受診された75歳以上の方が43.3%でございました。歯科に限ってみても、24.7%の方が75歳以上の高齢者が利用しているといった状況でございます。

診療所の建設当時は、バリアフリーといった概念が薄く、設計されていませんので、高齢者が利用する施設としては課題も多く、特に2階の歯科診療を利用される高齢者の方には御不便をおかけしており、大変御難議であることは私も認識しているところであります。医療施設のあるべき姿として、バリアフリーが当然のことであり、誰もが利用しやすい施設にするべきだと考えております。こうした考えに立って、議員の質問にお答えいたします。

診療所2階へのアクセスについては、以前から多方面にわたり検討を行ってまいりました。

その中で、例えばエレベーターの設置については、構造上設置する適当な場所もなく、外部にエレベーター棟を建設設置するにしても、診療所内の配置の見直しが必要となり、多額の建設費と保守管理費がかかること、また椅子式の階段式昇降機は現在の階段の幅では建築基準法の基準に適合できないことなどから、設置できないこと。さらに、1階に歯科診療室の整備などを検討したところでありますが、いずれも建築基準法による制限、既存施設内の強度や施設内のスペース的な問題があり、現在まで実現できずにいる状況でございます。加えて、現在の診療所は防災面においても洪水時の浸水想定区域に位置しており、安全な場所への移転という防災対策も検討しなければなりません。

診療所が開設してから29年の歳月が経過し、既存施設の老朽化による各設備の更新や移転についても、村の財政状況を勘案しながら計画的に進めていかなければならないと考えております。現在のところ、診療所の利用について御不便をおかけすることは大変申し訳なく思いますが、体が不自由で車椅子の手配が必要な方や足腰が弱く2階への上がり降りなどの手助けなどが必要な方等、気兼ねなく職員にお申し付けいただきたいと思っております。現状の診療体制を維持していく中で、職員が患者をサポートして診療所をより利用しやすいように努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 時間もないので、いっぱい聞きたいことあったんですけども。村長がおっしゃるように、エレベーターとかを外づけすればやっぱり200万円以上かかるし、設置するのに時間がかかるということで、それは無理かなと私も思います。でも、可搬型階段昇降機という方法があるんですよね。これって、車椅子タイプ・コンビタイプ・ポートタイプといっているいろいろあるんですが、それよりも何よりも一番私いいなと思ったのは、これなんです。キャタピラーみたいなものがありまして、そこに車椅子を設置すると少しずつ昇って歩ける、これポータブルタイプっていうんですが、これだと安いもので73万円から。

これ一番何がいいかといいますと、持ち運びができるんです。ですので設置する必要もないし、もしかしたら先ほどのあれにもなりますが、避難所で車椅子を使用する方が2階とかの上に上がれないときに、これを持ち運んでその方の車椅子を利用して避難できるということもありますので、今の診療所に手を加えることなく2階に昇れる設備というのが今できておりますので、そういう点も含めてちょっと考えていただきたいなと思っております。その点、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、エレベーター棟を新たに設けると200万円云々というような話、ゼロが2つ違ったと思います。それも全部検討しました。それから、今議員にお示しをいただきました写真の装具ですけれども、それについても検討したところであります。

詳細については、診療所事務長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
小野事務長、お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 早坂議員に答弁申し上げます。

診療所施設への設置問題につきましては、いろいろ設計業者も加えまして検討した内容であります。まず一番原始的なのは、車椅子を階段に設置するというところで検討しました。それに当たっては、まずは診療施設・病院施設の階段の幅というのに有効幅というのがありまして、それが1.2メートル以上確保しなければならないと。現在、今2階に上がる階段幅はちょうど1.2メートルの階段の幅です。それに物をつけるということは、階段自体も全部取り壊しをして設置しなければならないと。あと強度的なものも、全部再計算して検討しなければならないということでもあります。

あとエレベーターについてなんですけれども、エレベーターについては構造上最も大きなものですから、今の施設内には設置できないと。設置するんであれば、全部工事をやり直して設計し直さなければならないということで、診療所の外部のほうに取付けするような形でエレベーターということも検討しております。そうした場合に、エレベーターの大きさというのものもあるんですけれども、車椅子に付き添い人が寄り添える形のエレベーターということで11人乗りということですが、総合支所のエレベーターの大体一回りぐらい小さいようなタイプであります。それを外回りに設置できるというんですけれども、それにするにしても建設費用として概算費として大体5,000万円以上かかるということで、設計会社のほうでしております。

そのほかに維持管理費がかかる、あと安全対策費もかかる。あと、上に昇ってからのバリアフリー構造が全然できていませんので、そこら辺診療室までの車椅子で行けるようなスペースを確保しなければならない。あと、トイレも確保しなければならないということで、いろいろな条件がバリアフリー化として設置していないものですから、そういうふうな費用的なものがいろいろかかるものですから、非常に工事するという部分を断念した内容ではないかなと思ひます。

そういうことでもありますので、歯科については大体予約制として、1日に25名ほどの診察の患者がいると思ひます。そういうふうな方たちについては、もし上がれないんであれば先ほど

村長さんが答弁したように、声をかけていただければ診療所職員で上に運ぶなりいろいろな手だてをして、お手伝いしていきたいなということで考えております。

以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） そうすると、今の私のポータブル型タイプっていうのは、今話に出てこなかったんですけれども。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） ポータブルタイプっていうのも、階段のスペースに物をつけるとなると、それ以上の階段幅を設置しなければいけないということなものですから、ポータブルタイプにしても椅子によるそういうふうな構造にしても、階段幅をもっと広げなければいけないということで、検討した内容であります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） すみません。ポータブルっていうのは取り外しできる、ただキャタピラーだけなんですよ。これについては、時間もないですから今後検討していただいて、つけるつけないは別にしてもこういうポータブルタイプっていうのがあって、2階・3階と上がることができるというのをちょっと検討していただきたいと思います。

時間もないですので、これで。まだありますか。

本当に、一番いいのはこの最後のほうに書いていましたけれども、本当は1階に診察室があればもう問題ないんですが、それはやっぱりこれから庁舎とか考えて新しく建てたりすると、それはちょっと不可能なのかなと。今建ててしまっても、何年それを使うかということになると思うんですね。ただ、庁舎が新しく建つまで、もういつになるか分かりません。だけれども、私も年を取っていきます。皆さんも年を取っていきます。ますます高齢化率が高くなります。ぜひとも、歯科って虫歯を直すだけじゃないんです。本当に2階に行けば歯を治していただいて、ちゃんと自分の歯で御飯が食べれる、そういうことをちょっともう少し検討していただいて、何とかこういう形で2階に上がれるような方向でお考え願えたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

1 番 齊藤光雄君。

〔1 番 齊藤光雄君 登壇〕

○1 番（齊藤光雄君） 「豪雨災害は毎年やって来る」という課題で、最初に清水地区の内水のことから始めたいと思います。

毎年のように豪雨災害が発生し、夜中に小中学校へ避難行動を取った方々も多数おりました。このたびの災害で、最上川の堤防も越水し、氾濫状況を見て自然の怖さを改めて認識したことと思われます。このたびの災害により、以前よりの懸案等・脆弱さが改めて再認識された災害でありました。

初めに、清水地区内水について加藤村長に聞きます。

大蔵食堂裏付近の内水は、458号線改築時の横断函渠及び舟形大蔵線交差点付近より清水堰に流入する自然水、及び最上川に隣接する排水樋管よりの流入が内水の原因と思われるが、堰に隣接する4本の横断函渠の入口にゲートの設置が必要と思われる。並びに、清水地内の堰に設置されているゲートの改修が被害を軽減できると思うが、村長はどう思いますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雨災害は毎年やって来る」という齊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、清水地区の内水について答弁いたします。これについては、内水のいろいろな原因があるわけですが、一番大きいものとしては清水堰の上流、いわゆる舟形地区のほうから来るトンネルですね、そういったところから来る水ではないかなというふうなことで、10月29日でありました。関係者、私、副村長、齊藤建設委員長さん、それから清水堰の管理委員会のサイトウ委員長さん、それから土地改良区の事務長と清水合海地区のオオバ用水の組合長ヤハギさんに御同行いただき、つぶさにその清水堰の上流そして下流についても現場踏査をしたところでありました。それを見て、こんなところまで水が上がったのかというふうなことを、驚いたところでありました。

そういったことでございますので、単なる内水というふうなことだけでは決められないというふうなこと、それがこれから気象変動の下に2年に1回なのか、1年に1回なのか、あるいは50年・100年に1回になるのか、そういったことになるのかなというふうに思っております。

す。そういったことから、一刻も早い解決、対策をしなければならないということで、そういうふう現場踏査を行ったところでありました。ただ、これについてもしっかりとしたコンサルなり調査を進めないうちは、簡単に我々の判断だけでは事業ができないなというふうなことを痛感したところでもあります。まずは、清水合海の関係者の方々によく話し合いをしていただき、そしてその結果に基づいてこの事業を進めていかなければならないというふうな考えたところであります。

それでは、質問にお答えしてまいりたいというふうに思っております。

本年7月下旬の大雨では、議員御存知のとおりこれまで経験したことがないような最上川の増水により、白須賀地区では堤防が越水し、家屋の床上浸水等の被害が発生いたしました。対岸の清水地区においても堤防の越水はなかったものの、内水による床下浸水等の被害が発生しております。清水合海地区の内水は、通称三の台萱野と言われる畑地の南側の斜面や、広さと二の台・一の台地区に降った雨が清水合海地区に流入し、内水被害をもたらしているものであります。さらに今回の大雨では、最上川の増水により旧清水堰に大量の河川水が流入し、被害が拡大したものと推測されます。

議員からは、具体的に清水堰のゲートの新設や改修が必要であるとの御意見をいただきましたが、今回のような大雨ではゲートを設置し、集落内に流入する横断函渠を閉鎖したとしても、水路から溢れだした水が道路や宅地に流出し、再び内水被害が発生することが考えられます。実際に今回の大雨では、清水地区東側にある村道が冠水し、沿線の住宅が浸水する被害が発生しております。ゲートの設置や改修については、現地を調査し検討する必要があるものと考えますが、根本的な対策としては清水地区の上流の清水堰を塞ぐことが、内水被害の軽減につながるものと考えられます。さきの9月議会でも申し上げましたが、清水堰は清水合海地区の農業用水・防火用水として利用されております。仮に清水堰を塞ぐといった場合には、村としましても何らかの支援を検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

さきに申し上げましたとおり、この件については1つの原因だけではなくて、いろいろな要因が絡み合って清水合海の内水というふうになっておるものと考えます。特に、清水合海地区に詳しい斉藤議員からも、こういった形でご提言をいただきながら、ぜひこの問題が解決できるようにしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） 村長が言われるように、確かに複合的なものが絡んでおりまして、鳥川

から来る延長5.2キロ近くある素掘りの側溝があるんですけども、それから漏れているか漏れていないかだけでも、ちょっと推測の範囲でやっぱり操作をしなければならぬと、そういう範囲のものではあります。でも、やはりいろいろと私の大体の推測の範囲で、ちょっと調べてみないと分からないものですから、それよりもやはりそれに隣接する、最上川に隣接している、前農協のスタンドの裏にあった排水管があるわけですけども、排水樋管ですけども、それは今村の管理とか言っていますけれども、それは村の管理になっているんですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これからの再質問について、細かい所の現場をよく知っていないと答えられない質問でありますので、うちの高山地域整備課長からお答えさせます。高山課長、よろしくをお願いします。議長、御配慮をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 清水の八幡神社のところにあります排水樋管につきましては、村のほうで管理しております。ただ、その排水樋管は現在機能しないような状況でありまして、通常閉め切ったままのような状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） 閉まっているということですけども、やはりあのゲートは枠の中にゴムが入っているわけですけども、劣化していればそこから水も漏水するわけですけども、その状況はどのようになっていますか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） ゴムの劣化はあるかと思えますけれども、当時現場のほうの調査なんかしましたけれども、排水樋管のほうから逆流してくるような水はなかったものと考えております。排水樋管の留める部分というか、穴の部分も土砂で閉塞しているといった近況であります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） 私も一応全部確認はしてきましたけれども、今確かに土砂が堆積しています。やっぱりいろいろ、ゲートも古くなっていればゴムの機能も果たさないし、逆流の可能性もある。いろいろ機能的に考えられますので、その辺のことはよく検討していただきたいと思えます。また、一番やはりそれと同時にですけども、舟形大蔵線にかかる排水、有度山か

ら来る季の里から来る水量は半端なものじゃないと思います。それもやはり大蔵食堂の裏のほうの、あそこにはやっぱり合海地区の住民としましてはあの辺に水上がるということは、私たちも一切考えておりませんでした。やはり合海には水は上がるけれども、清水に水が上がるということ自体がちょっと考えられなかったものですから、以前にも水は上がったものですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 清水合海地区の内水被害ですけれども、平成25年ですとか平成30年度の豪雨災害でも内水被害は発生しました。そのときは最上川の下流、合海の下流のほうから、通称テングですとかあやめ公園のほうからだんだん内水の水位が上昇しまして、辛うじて住宅地の浸水被害はありませんでした。通常はそういった内水被害でした。

今回の大雨による内水被害は、最上川の上流部、まず清水一地区とか二地区のほうで発生しております。ということは、結局は先ほど村長が申しあげました清水堰から入ってくる河川水が、そういった清水地区の浸水被害につながったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） そうすると、今後舟形大蔵線のあの辺付近が、結構かなり重要なものとなってくると思いますので、やはり改良とかそういうふうなことを推進していただきたいなと思います。それで、やはりいろいろゲートとか昔からあるやつもかなり前からありまして、やはり皆手動であったり、あと村で管理するゲートも全部手動で、今合海地区にある2基は全部自動です。そういう不便さもありますので、やはりぜひそういうものを点検してもらって、ほかにいろいろ考慮してもらって、地区住民の安心・安全につなげていただきたいなと思います。1問目は、それで終わります。

あとは、「避難について」ということで、これは一問一答でということ、そんなに長い回答はいただかなくてもいいということで準備したんですけれども、まず2番「避難について」おいうことで。

7月の災害は近年にない水害で、経験したことの無い状況で避難所に行かれたと思います。私も避難し、避難所で住民の方々より声を聞き、以下について村長に伺います。

初めに、私も避難していて、あと避難所の中でいろいろ聞いたことの中で、確かに担当者と話すれば済むようなこともありますけれども、やはり私も気づいたこと、村民の方も住民の方も「言ってくれ」ということがあったものですから、それで1番目からいきます。避難所を目

指す学校が暗く、校舎に明かりが欲しかったということで、私もそうですけれどもたどり着いたときに暗かったものですから、明かりがあれば心理的に少し楽になったのかなということで、それで質問させていただきました。じゃあ、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、一問一答方式ということでございますので、順に答えてまいりたいというふうに思います。

避難所を目指す学校が暗く、校舎に明かりが欲しかったとのことでありますけれども、指定避難所の小学校には合海地区と清水、季の里地区の自主防災組織で管理している防災備品保管庫がございます。その保管庫の中には、平成23年度に村の防災対策事業で各地区に配備した発電機と投光機があると伺っております。本来であれば、それらを十分に活用した対応が必要であったのではというふうに思うところがございますが、何せ未曾有の災害となったわけでございます。そういったことで、なかなか村としても自主防災組織としても、災害時の行動について泡を食ってしまったといいたいまいしょうか、取り乱してしまったのかなというふうに思います。

今後の活動といいたいまいしょうか動きとして、村と自主防災組織が共助し検討を行い、有事に備えてまいりたいと考えております。このことについても、後ほど第1回目の質問でも申し上げましたけれども、危機管理室のほうで何項目にもわたって精査した、そしてそれに対する対応というふうなことで紙面に表しておりますので、それを皆様方にしっかりと報告をし、そして皆様方からのそれについて御意見、あるいは御提言をいただく予定にしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） じゃあ、2点目にまいります。

「役場職員が私服ではなく、職員と確認できる制服で対応してほしい」という、住民の皆さんが年取って役場職員の方も知らない方がかなり増えてきていますが、その意味で苦情もあったものですから、ぜひ確認できるような制服が欲しいということでありました。じゃあ、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 2つ目ですね。「役場職員が私服ではなく、職員として確認できる制服で対応してほしい」とのことですが、これについては災害後に行いました職員の反省でも意見がございました。避難者が対応している役場職員を探すのに苦労したとの話を伺っております。こうした意見を踏まえ、避難所の運営に当たる職員については青色のビブスを着用し、活動を

行うことといたしました。あわせて、災害対策本部におきましても災害活動服の製作を予定しておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） じゃあ、3番目にまいります。

「災害時に自主防災組織に小中学校の給食室を使用できないか」、これは合海地区におきまして自主防災組織も去年からいろいろ活動してまいったものですから、その一環としてこういうこともできたんじゃないかなということで、お答えしていただきたいといます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 3つ目です。「災害時に自主防災組織に小中学校の給食室を使用できないか」とのことですが、その使用場面を推測するに炊き出し等で利用するものだというふうに思いますので、その場合について回答いたします。

大蔵小学校及び中学校の給食室では、厳重な衛生管理の中給食の調理に使用されております。衛生管理が徹底されている給食室を、一般に開放し使用させるのはいかがなものかと思えます。さきの早坂民奈議員への答弁にもございましたように、今後災害の際に炊き出し等の必要に迫られた場合には、調理師職員にその業務をお願いすることとしておりますので、給食室の衛生管理の重要性を御理解いただき、その使用については御遠慮くださるようお願いを申し上げます。ただ、これについては調理師が対応するということであります。

○議長（鈴木君徳君） 斉藤光雄君。

○1番（斉藤光雄君） じゃあ、4番目にまいります。

「形骸化している自主防災組織の強化が必要と思われるが」ということなんですけれども、お答えをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 4番目として、「形骸化している自主防災組織の強化が必要と思われるが」との御質問ですが、議員御存知のとおり村における各地区の自主防災組織の長は、地区代表に委ねられているのが現状でございます。自主防災組織の強化については、県が各種研修会を開催しているところですが、地区代表との兼務による多忙などの理由により、その参加者が少ないのが現状でございます。また、今春からのコロナ禍の影響により、そういった研修の中止や縮小も相まっており、活動強化のタイミングを見失っている状況でございます。

村といたしましては、今後自主防災組織の研修を多く御案内していく予定ですので、開催案内の際にはその参加について、議員からもお声がけくださいますようお願いを申し上げたいと

いうふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） じゃあ、5番目の「防災工学課程」とありますけれども、一応防災の教育過程を受けた人間ということで理解していただきたいんですけども、防災教育とかいろいろ役場職員の方を見ますと常に変わるものですから、それなりにやはり1人専門職の方が必要なんじゃないかと。例えば、村長が意思決定者ですけども、意思決定前提をできる前提者としての誰かが行政も必要なんじゃないかなと思って、そういう形で「防災工学課程を学んだ職員の配置が必要と思われるが」ということで質問いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 5番目としてお答えいたします。

「防災工学課程を学んだ職員の配置が必要と思われるが」との御質問ですが、まず初めに「防災工学」とは地震・台風・地滑り・洪水などの自然災害を防止して人命や財産、すなわち構造物を安全に守るための技術を研究する学問分野であり、その学習を基本として構造物等が自然の破壊力に耐えられるかという構造設計法の基本原理を探求する分野でございます。災害復旧時の工法や、構造物を建設するときの基準には、全てこれら防災工学の成果が取り入れられており、併せてコンサルティング会社の技術も格段に向上しております。新たな防災技能職員を配置してまでそれらの対応を行うことは、村の状況に鑑み困難なことと考えます。大事なことは思いますけれども、そういったことをコンサルティング会社、そういったところで補うようにして、いろいろな指導を受けながら判断をしてまいりたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） じゃあ6番目に移りまして、先ほど町長も「後で云々」ということでありましたが、
「災害後の検証委員会の立ち上げが必要では」ということで質問させていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 6番目として「災害後の検証委員会の立ち上げが必要では」という質問にお答えいたします。

村では、8月7日に消防団幹部会による検証、また災害対策本部では8月11日より全職員を対象にした検証を行っております。これら検証による結果、約150項目にも及ぶ検討事項が浮かび上がりました。これらを基に災害対策本部では要点を2つに分け、すぐにできる対応と

予算や時間が必要な対応に分け、現在まで対応してきました。それらの検証結果につきましては、後日議員皆様方に御報告させていただきますが、その際には不備な点や不足な点等御意見をお伺いし、今後に備えてまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） 7番目ですけれども、合海地区においてもですけれども、「今回の災害による地域座談会を開催してほしい」と。地区のほうでは自主防災組織が少し動き始めて、4年くらいたっていますので、住民の意識が高まっていると思います。この時期に、コロナでもありますけれども、時期を見計らって地域座談会を開いてもらって、私たち住民が安心して暮らせるようなよき体制のことを考えてもらいたいなと思って、これを質問いたしました。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 7番目として、「今回の災害による地域座談会を開催してほしい」とのことですが、先ほど申し上げました7月28日豪雨災害対応に関する課題と今後の対応を基に、今後村広報で村民に向けお伝えする予定でございます。また、私も今年度の地区座談会の開催について、多方面から検討を行ったところでございますが、コロナ感染症の拡大を受け村民の皆様方に3密の回避をお願いしている状況で、座談会を開催すべきではないと判断させていただいたところでございます。コロナ感染症が鎮静した状況が見えた場合には、安全に考慮しながら村民の皆様方との話し合いの場を設けてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） じゃあ、最後の8番目にいきたいと思います。

災害が毎年起きてもおかしくない状態であり、今後役場庁舎並びに関連施設が機能不全に陥るのは必至であり、村の基金だけでは村庁舎は改築できません。過去への投資ではなく未来への投資を兼ね、総合拠点としての庁舎を改築し、住民が安心安全な営みができるような実施検討をすべきではと思います。また、一昨年に庁舎改築について通告し、検討するとの件につき、検討状況を伺いたいと思います。村長、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、8番について。

現庁舎及び新庁舎に関することについてですが、まず初めにこのたびのような水害による災害が発生したからといって、現庁舎がすぐに機能不全に陥ることはございません。機能不全が起こる原因の第一は、電力の供給にあると思いますので、その点に絞って現庁舎の状態について

てお答えいたします。

災害発生後、庁舎内の電力供給が停止した場合には、非常用発電における電力供給やその能力についても検証を行ったところでございます。その結果、現在では浸水などで外部からの電力供給が停止した場合、役場備えつけの非常用発電機で約10時間の電力供給が可能です。その場合、多少の制限はございますが、対策本部としての業務や住民への対応が可能です。しかしながら、約10時間の電力供給では心もとないことから、現在24時間対応が可能となるよう、その対策を検討中でございます。

将来的に、新庁舎を建築する場合については、総合拠点となり得る新庁舎建設の基本設計はもちろんのこと、いかなる災害にも対応可能な庁舎づくりを念頭に計画していきたいと考えております。その検討状況については、昨年議員の皆様方に経過及び検討状況をお話ししております。移転新築を視野に、建築場所の検討を今後行うこととしてお話しさせていただきましたが、いまだに適切な建設用地を見つけるべく模索している状況となっております。しかしながら、今災害を機に、いち早く取り組んでいかなければならないことであると認識しております。

最後に、村としてもより一層の安全管理に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） 村長に、庁舎の件に関してはなかなか大変なことは分かりますが、昔中学校が1億5,000万円でできましたけれども、今20倍もかかるような時代でありますから、資金が30億円くらいあるとしても、そんなものはたちまちなくなるわけですから、最初から少し今から準備して住民のために建てるという意思を持ってやっていかないと困るなど。

災害準備のことを示唆すると、小学校に私は避難したんですけれども萱野にでも引っ越ししようとか、萱野に老人が暮らせるものも一緒につくってもらいたいとか、ここでは水が上がって家は全部なくなると私も思っていました。位牌を皆持って、そういう現状の中でみんな考えて、村長の避難の号令が出たときにはすぐ皆車に乗っていたり乗合いしたり、同乗の方たちも連携がよくて、平成25年に自主防災を立ち上げてからそういう意識が、私はそのとき役員をやっていましたので、その経緯はずっと分かりますので。

そしてあと、平成26年当時につくられたものなんですけれども、40万円というものが1地区ということで出ました。清水地区には、ほかと違って200万円でした。合海には40万円しか来ませんでした。同じような戸数が、150から160戸ありまして、それで同じことをやれと言ってもなかなか準備もできないわけです。ぜひその辺を、何年も前から言っていますけれどもひと

つ頭の中に入れてもらって、ぜひ御検討していただきたいなと思います。

以上で終わります。じゃあ、最後にちょっと確認します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斉藤議員からこの災害について最後のまとめとして、新庁舎建設までの経過、そして村民の思いもお知らせしていただきました。

災害については、本当に新庁舎と密接な関係があって、いろいろな考え方をしていかなければならないというふうなことでありますけれども、実際今いろいろな方法から考えても、また別なことが起こってくるとまた振り出しに戻ってしまうというふうなことでございます。ただ、これを最初からみんなに投げかけてしまいますと、收拾がつかなくなります。そういったことで、プロジェクトチームといいましょうか、選抜した形でやっていますけれども、場所さえあれば何とかそこからは計画どおりに行くのかなというふうに思っています。

斉藤議員も議員皆様方も御存知のとおり、大蔵村は今水害に関しては小中学校のあるところが一番いいわけでありまして、ただ役場のみがあそこに建設になるようなことになっていいんだろうかというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。実際、役場が被害を受けなければ、今清水合海に建っている住宅はどうなるんですかというふうな形での発言もございます。それについては、軽々なことは言えません。言えない状況であります。

昔から、清水合海は水害に悩まされてきたと。ですけれども、あの堤防を築いてちょうど50年近くなりますけれども、それ以来本格的な水害はなくなってきました。それは本当にあいった施設、堤防のおかげだと思っています。ただここに来て、その堤防が決壊をするようなことになれば、今回の私どもと同じ活動をしております九州の熊本県の球磨村と同じようなことになり得る、十分考えられることです。先ほど斉藤議員がおっしゃったように、大変な惨事になったかと思えます。

そういったことも考えて、一様に役場だけというふうなことでなくて、やっぱり村民もまずは役場だけそういった形で災害が発生しても指揮を取れる、そういった状況になってほしいというふうな機運の醸成といいましょうか、そういうこともしっかり併せて村民に対する気遣い、そういったこともやっていかなければならないというふうに私なりに考えているところであります。反対に、役場だけそれを避ければいいのかと言われないうように、いろいろな計画も考えながら村民に配慮し、なおかつ使いやすいといいましょうか、集まりやすいといいましょうか、そういったところの場所も必要かと思えます。

私は当然、萱野というふうな具体的な話が出ましたけれども、あそのところではやはりな

かなか村民の皆さんに納得していただけないものがあるのかなというふうに思っています。ですから、私の思いとしては現在の清水合海地区から出ていかないような形の中での新庁舎建設、それを目指してまいりたいというふうに思っています。

今回、災害・コロナというふうなことで2つの大きなダメージを受けて、ちょっと今のところこの話については停滞しておりますけれども、今後そのことに向けて役場庁内でしっかりとリーダーというふうな形の中で職員に指示をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○1番（斉藤光雄君）　じゃあ、これで終わります。

○議長（鈴木君徳君）　以上で一般質問を終わります。

傍聴、どうもありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は明日12月4日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時51分　散会

令和 2 年 12 月 4 日（金曜日）

第 4 回 大蔵村 議会 定例会 会議録
(第 2 日目)

令和2年12月4日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君
住民税務補佐	中島輝美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第2号

令和2年12月4日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第108号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議第109号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議第110号 最上圏域下水道共同管理協議会規則の一部変更について
- 第 4 議第111号 へき地診療所設備整備事業備品の購入契約について
- 第 5 議第112号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）
- 第 6 議第113号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議第114号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議第115号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議第116号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議第117号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議第118号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第108号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第108号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。今日も、昨日に引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案の理由を申し上げます。

議第108号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第108号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと存じます。

次のページをお開きいただき、一番上の附則を御覧ください。

施行期日。第1条、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条、改正後の大蔵村税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条に掲げる施行の日以後の賦課に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞

金については、なお従前の例による。

(村民税に関する経過措置)

第3条、新条例第14条第1項第2号第20条及び第27条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの村民税については、なお従前の例による。

2、令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料公助額・ひとり親公助額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当する者に限る。）または、旧法第292条第1項第12号に規定する寡婦である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

提案理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第109号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第109号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第109号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第109号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

先ほどの税条例と同様、改正内容の詳細につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと存じます。

次のページをお開きいただき、上から3行目の附則部分から読み上げます。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2、この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由につきましては、こちらも地方税法の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第110号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第110号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第110号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について。

この議案は、関係市町村の負担割合を変更するため、最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第110号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について。

最上圏域下水道共同管理協議会規約（平成11年規約第4号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により議会の議決を求める。

最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部を変更する規約。

最上圏域下水道共同管理協議会規約（平成11年規約第4号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表1、水質試験、運転監視及び保守点検に関する経費。新旧対照表をつけていませんので、変更箇所を申し上げます。

負担割合の運転監視の欄でございますけれどもその中の汚泥監視「稼働日数割100%」、これは変更ありません。その隣左欄以外の欄でございますけれども新庄市が「60%」、変更前が「65%」であったものを、「60%」に変更しております。あと、その下の金山町以下6町村の負担割合は変更前が「35%」、これを「40%」に変更しております。

その隣保守点検の欄でございますけれども、「現有処理施設能力割100%」、こちらのほうが変更前が「処理施設能力割」となっていたものを、「現有処理施設能力割100%」というこ

とで変更しております。

その下、2、事務局費に関する経費の負担割合、事務所施設に係る電気料及び業務委託料(1)の処理場数割は変更ありません。(2)の「処理施設能力割50%」ですけれども、こちらが変更前が「計画の水量割」としていたものを、「処理施設能力割50%」に変更しております。

左の欄以外の「処理定数割100%」は、変更ございません。

次のページをお願いいたします。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由でございますけれども、最上圏域下水道共同管理協議会の事務の管理及び執行に関する経費に係る関係市町村の負担割合を変更するため、提案するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第111号 へき地診療所設備整備事業備品の購入契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第111号へき地診療所設備整備事業備品の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第111号へき地診療所設備整備事業備品の購入契約について。

この議案は、去る令和2年11月5日に入札を執行した結果、山形市蔵王成沢422番地の2東北医療機器株式会社・代表取締役伊藤宗徳とへき地診療所設備整備事業備品購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますよ

うお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第111号へき地診療所設備整備事業備品の購入契約について。

次のとおり、へき地診療所設備整備事業備品の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 へき地診療所設備整備事業備品の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1,064万8,000円
- 4 契約の相手方 山形県山形市蔵王成沢422番地の2
東北医療機器株式会社
代表取締役 伊藤宗徳

令和元年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補足説明をさせていただきます。

去る令和2年の12月5日に、4社を指名しまして予定価格税抜き1,010万5,000円、税込み1,111万5,500円で指名競争入札を執行したところ、東北医療機器株式会社が税抜き968万円、税込み1,064万8,000円で落札したものでございます。

議案書2ページ目に契約書の写しを添付しておりますので、御覧になっていただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第112号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第112号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）を

議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第112号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億3,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,370万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第112号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,370万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、6ページをお開きください。「第2表 債務負担行為」

事項、災害・経営安定対策資金利子補給補助金。

期間、令和3年度から令和12年度まで。

限度額、55万2,000円。

中小企業緊急災害等対策利子補給。

期間、令和3年度から令和12年度まで。

限度額、1,570万1,000円。

7ページです。「第3表 地方債補正」

変更でございます。

起債の目的、過疎対策事業債。

補正前の限度額が1億7,230万円、補正後の限度額が1億7,290万円。

記載の合計ですが、3億8,090万円、補正後の限度額が3億8,150万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、12ページをお開きください。

2. 歳入

1 款村税 1 項村民税 1 目個人580万円の減。

3 項軽自動車税 1 目環境性能割364万5,000円の減。

5 項入湯税 1 目入湯税188万5,000円の減。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金27万5,000円。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金4,300万円。 2 目民生費国庫補助金94万7,000円。 7 目農林水産業費国庫補助金45万円。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金13万7,000円。

2 項県補助金 2 目民生費県補助金36万5,000円。 3 目衛生費県補助金11万円。 4 目農林水産業費県補助金1,400万4,000円。 7 目商工費県補助金64万6,000円。

3 項委託金22万9,000円。

次のページをお願いいたします。

1 目総務費委託金20万円。 2 目民生費委託金 2 万9,000円。

17款 1 項寄附金 1 目一般寄附金2,699万2,000円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金3,300万円。 3 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金2,000万円。

20款諸収入 4 項 5 目雑入157万5,000円。

21款 1 項村債 3 目衛生債120万円の減。 4 目農林水産業債60万円。 6 目土木債120万円。

次のページをお願いします。

3. 歳出

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費52万円の減。 3 目財政管理費2,000万円。 5 目財

産管理費143万3,000円。6目企画費1,171万3,000円。12目諸費10万円。

○住民税務課長（長南正寿君） 2項徴税費 1目税務総務費596万円。

次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費10万9,000円。

4項選挙費 3目県知事選挙費20万円。

5項2目統計調査費、この目の増減はございません。

○健康福祉課長（国分浩一君） 3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費689万2,000円。

次のページをお開きください。

2目国民年金費48万2,000円。3目老人福祉費 5万7,000円。4目障害福祉費198万3,000円。

7目後期高齢者医療費590万5,000円。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費334万2,000円の減。2目児童福祉施設費、これは目内の増減はありません。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費532万円の減。4目予防費11万1,000円。5目健康づくり推進費191万3,000円の減。

次のページをお開きください。

7目浄化槽費 4万8,000円。

3項1目簡易水道費198万5,000円。

○産業振興課長（越後 亨君） 5款労働費 1項労働諸費 1目労働費30万円。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費241万円。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費2,092万円。6目農地費、これは財源内訳の変更です。

2項林業費 1目林業総務費 6万円。

7款 1項商工費 2目商工振興費123万7,000円。3目観光費316万円の減。4目スキー場管理費40万円。

次のページをお願いいたします。

○地域整備課長（高山和広君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費25万円。

2項道路橋りょう費 3目道路新設改良費85万円。4目橋りょう維持費、こちらは財源内訳の変更でございます。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費1,478万7,000円。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款1項消防費1目非常備消防費189万円の減。

次のページをお開きください。

2目消防施設費179万円の減。4目危機管理費4,107万円。

○教育課長（矢口真二郎君） 10款教育費1項教育総務費2目事務局費152万1,000円の減。

2項小学校費1目学校管理費2万9,000円。

次のページをお開きください。

3項中学校費1目学校管理費708万5,000円。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費403万5,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 27ページお願いします。

鳥獣捕獲罠設置補助金6万円とありますけれども、これはわなを設置するだけの補助金なのか、わなを作るのも含めてなのか。それから、熊でも何でも落ちたやつの処理も含めてなのか。どうでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） 鳥獣捕獲罠設置費補助金に関しては、有害鳥獣駆除の申請があって、村でもしくは県で許可を出してわなを設置する、設置した件数に関して補助金を交付するというございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） じゃあ、設置するだけの補助金ということですね、設置する。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） 設置して捕獲して撤収、もしくは設置してかからなかった、そして撤収する。いずれにしても、その作業を1件とみなします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） これ私もちょっとタッチしていますので、結構手間暇かかるんですね。それで、大変です。特に今年の場合なんか、あまり頭数言えないんですけども、相当数処理していますので、設置回数もかなり多いんです。果たして多いか少ないか、私はあまり分からないんですけども、中身が今よく分からなかったので質問したわけです。そういうこ

とで、わな設置・撤去、その補助金ということでいいんですね。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 12ページの歳入のほうなんです、1款の環境性能割ですね。3項、これが364万5,000円減になっていますけれども、これはどうしてなのでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） こちらは、昨年度までは県でいただいておりました旧自動車取得税が名前が環境性能割というふう生まれ変わりました、普通乗用車につきましては県税、軽自動車部分につきましては村税というふうな形になりました。それで、初年度ちょっと算定したんですけれども、当初130台で見込んでいたものが、ちょっと算定誤りとか見込み誤りがありまして、実際は50台くらいしか入りそうにありませんでしたので、今回補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 見込み誤りといえどもそれまでなのでしょうけれども、データとしては基本的にはあるわけなんでほぼ機械的な作業になると思うんで、急に廃車する人が増えたわけでもないんですが、どうしてそういうことになったのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 台数につきましては、今申し上げましたとおり購入見込みの算定誤りでございます。それから、消費税の関係で3%を2%、2%が1%、1%は非課税というような特例があったんですけれども、それが消費税上がったのが去年ですか。今年の9月までだったのが、また特例が来年度の3月まで延びているような形になっています。そのパーセンテージが下がる分も、ちょっと見込めなかったというのもありまして、要因としては2つ。台数の見込み誤りと、非課税とかになる特例もちょっと誤っておりましたので、補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今のはこれで終わりですけれども。

31ページ、消防費の中の危機管理費の中で12の委託料なんです、4,300万円ということで中身はどういうものなのか。防災無線拡張機能整備委託料、これについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 4,300万円の内容なんですけれども、今現状で使っている防災無線がデジタル方式となっていて、そのデジタル方式の基礎的な部分に拡張機能を設けるといふ部分なんです。具体的に申し上げますと、今音声だけの防災無線での周知となっておりますけれども、いわゆるデジタルを利用した文字だったり画像での情報の提供、つまり伝え方の防災無線の拡張を目指して取り組んでいるという内容になります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 具体的には、防災無線であれば音で流していますけれども、具体的に文字でというふうなふうなものになるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 現在の音声でのいわゆる周知は、そのまま残ります。それにプラスして、例えば自宅にあるお持ちのスマートフォンだったりもしくはタブレット等に、文字及び画像等で情報を配信するというシステムになります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） またちょっと確認ですが、これは委託事業でやって、一般に使う側の人何か登録をして、スマホ等々で登録をしてあらかじめ置いておいて、いざというときに文字情報が流れるということなんではないでしょうか。全ての情報というわけでもないんで、緊急に限った一般的なものの。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 内容としましては、お手持ちのいわゆる情報端末にアプリケーション、いわゆるソフトをインストールしますと使えるということになります。情報の伝達の種類に関しましては、一般住民に流せる情報のレベルもありますし、職員だけで共有するレベルもありますので、それはその情報に応じたレベルでの対応をしながら、当然住民に流せる情報、緊急情報、避難所だったり気象情報というものを流すようなシステムになります。

以上です。

すみません、もう1つよろしいですか。今言ったことに関連して。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） もう一つ、すみません、追加させていただきます。

それで、今こういうふうなコロナ禍の状況でございますので、このコロナ禍の中でこのシステムの導入を行うことでいわゆる感染予防、ペーパーレスということが叫ばれていますけれども、その一つを担っている今回の拡張機能の整備だと思っております。

あと、委託業者が決まりました際には、できれば職員向けもそうなんですけれども、議員様向けにもどういったシステムであるかということをご説明できればと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今関連した質問で、危機管理室長の最後の説明あったんですけども、これは4,300万円の財源は歳入の13ページのやつの新型コロナウイルス感染症対策云々を用いたということですね。ちょっと確認なんですけれども。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議員仰せのとおりでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） こういう地方創生臨時交付金、ここ最近なんでしょうけれども、これは使用目的っていうのは限られないでパッと来るわけですか。ちょっと、その辺分からないので。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） これは、あくまでも新型コロナウイルス感染症予防対策に関連した事業に充当するというので、交付金になっています。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） そうするとこの4,300万円は、さっき言った防災無線によって「コロナを広めないでください」というような周知するような目的で使ったので、オーケーということですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 先ほど室長が説明したとおりペーパーレス、要するに回覧板とか個別配付をできる限り少なくしましょうと。それによって感染予防を行いますということで国のほうには申請をして、今のところは国のほうからオーケーは出ております。

以上です。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第113号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第113号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第113号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に488万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,374万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の36ページをお願いいたします。

議第113号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,374万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

42ページをお開き願います。

2 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税414万2,000円。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金74万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費104万5,000円。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 5 目保険給付費等交付金償還金383万9,000円。

以上御審議の上御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第114号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第114号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第114号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に198万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,890万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の48ページをお願いいたします。

議第114号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,890万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

54ページをお願いします。

2. 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金198万5,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費198万5,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木君徳君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第115号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(鈴木君徳君) 日程第8、議第115号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第115号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に1億3,573万3,000

円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,443万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の60ページをお願いいたします。

議第115号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,443万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤 正 美

63ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」

追加でございます。

記載の目的は災害復旧事業債。

限度額は4,540万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

68ページをお願いいたします。

2. 歳入

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金1,478万7,000円。

6 款 1 項村債 1 目下水道事業債4,540万円。

7 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目災害復旧費国庫負担金7,554万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費 1 億3,573万3,000円。

内訳でございますけれども、12節委託料の1億2,052万1,000円のうちの災害支援協定に基づく支援業務委託料1億1,418万3,000円でございますが、こちらのほうは7月下旬の大雨によりまして肘折の下水処理場が冠水、地下室につきましては水没といった被害が発生しております。それに伴いまして、電気設備・機械設備等を災害復旧工事として、及び設計や施工管理につきまして一括して日本下水道事業団へ委託するものでございます。

その下、17節備品購入費でございますけれども683万7,000円、こちらも肘折下水処理場の浸水被害によりまして水質試験台の交換ですとか、重金属排水処理装置などの備品を改めて購入するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 71ページの今の委託料のところなんですけど、災害によって水没するということが大変な事態になったわけですが、具体的に今現在の状況がよく分からないんですけど、今水没によって電気系統等がやられているわけですが、別なバックアップ機能で対処しているのかと思うのですが、その辺の実態をちょっと手短かに教えていただきたいんですけど。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 下水処理場のほうは、7月28日に浸水被害で処理棟の地下室についてはもう完全に水没しております。処理棟の1階部分が約80センチ、管理棟のほうは45センチの浸水被害が発生しておりまして、今現在処理場を管理している業者の職員の方が当時2日から3日間にわたってポンプなんかにつきましてはオーバーホールして、清掃して現在も利用しているといった状況です。電気設備・下水設備につきましても、その職員の方が応急的にオーバーホールを行って、現在も使っている状況です。

ただ、このまま使用を続けると、やっぱりどうしても泥水なものですから、ポンプなどの機械については大変細かい粒子が機械の中に入って行って、磨耗が激しくなって損傷することが、すぐに壊れやすいような状況になっております。電気設備につきましても、このまま継続して使用していきまると漏電事故ですとか損傷事故の原因となりますので、早急に対処が必要であるといったことがありまして、一部につきましては部品の交換、水没した部分についての現場の作業場については全て交換、そういった業務を行うものです。

今現在は、仮の応急対策ということで現在は利用している状況でございます。

以上です。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第116号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第116号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第116号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から574万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,396万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の74ページをごらんください。

議第116号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,396万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤 正 美

77ページをごらんください。

「第2表 地方債補正」

変更であります。

起債の目的、過疎対策事業債。

変更前の限度額460万円、変更後の限度額400万円。

合計、変更前の限度額460万円、変更後の限度額400万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

82ページをごらんください。

2. 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入90万円の減。 2 目社会保険診療収入100万円の減。 3 目後期高齢者診療収入325万円の減。 4 目一部負担金90万円の減。 5 目その他の診療収入106万円の減。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目診療費補助金42万4,000円の減。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金86万円。

7 款 1 項村債 1 目診療債60万円の減。

8 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目診療費補助金207万円。

次のページをごらんください。

3. 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費576万4,000円の減。 2 目医師住宅管理費 2 万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。 3 番佐藤雅之君。

○3 番（佐藤雅之君） 82ページの歳入の診療収入ですけれども、765万円の減ということで、とりわけ後期高齢者のところが325万円ということで、恐らくはコロナの影響ということだと思わんですが、この減収見込みというのはどういうふうに分けられているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議員がおっしゃられるように、コロナによる診療収入の減であります。

あと後期高齢者につきましては、一応昨年度と今年度の診療収入につきまして比較を6か月

間、第1四半期と第2四半期の9月までの内容を分析しております。それで、後期高齢者につきましては16.24%収入ベースで減額しております、ほかのものについてもそれぞれ減額であります。診療収入総額としましてはマイナスの16%と減少しておるんですけども、これからの半年において大体コロナ禍も補正した段階では大体収まっている時期で補正予算してあるものですから、これからは大体昨年同様の収入見込みがあるのではないかとということで、それによって見込んでこのたびの補正の減額ということで決定したものであります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） コロナが終息すれば、また戻ってくるという可能性はあるということですが、ただまだ現下の状況ではちょっとどうなのかなという感じもするんですが。これは、今後の課題ともなると思うんですが、収入減というのも1つの大きな問題ではあるんですけども、あわせて本来であれば医療機関を受診すべき人があえて来ないということも考えられるので、今後の医療の提供方法についても検討はしていると思うんですが、何かあれば教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） これからコロナ禍の状況がどうなるか、ちょっと見えない部分もあるんですけども、現在は増えている状況です。ただ、診療所におきましてはどうしても診察を受けなければならない患者さん、そういう人は一定的に、特に後期高齢者の患者さんは大体同じ方が受診されるわけなんです、これからコロナに当たっても心配ないんだよという形での周知方法とか、あと診療所内の消毒とかそういうのを徹底してまいって、安心して受診できるような体制を取っていきたいなということで考えています。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第117号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第117号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第117号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から63万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億109万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 88ページをお開きください。

議第117号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億109万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

94ページをお開きください。

2. 歳入

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料17万円の減。

3 款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）30万6,000円の減。

5 款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）15万3,000円の減。

3 項委託金1目介護保険事業費委託金10万円。

7 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金10万6,000円の減。

次のページをお開きください。

3. 歳出

1 款総務費3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費4万7,000円。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費70万円の減。 4 目生活支援体制整備事業費5,000円。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金 1 万3,000円。

以上御審議いただき、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議第 1 1 8 号 令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第118号令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第118号令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に 4 万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,294万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の102ページをお願いいたします。

議第118号令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,294万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

108ページをお願いいたします。

2. 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金4万8,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款浄化槽整備事業費1項浄化槽管理費1目浄化槽管理費4万8,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員に大蔵村大字清水2608番地、後藤昌宏氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない

いようですから、質疑を終結します。

これより、議会としての意見の取りまとめを行います。諮問されております後藤昌宏氏は、人権擁護委員候補者として適任であることを決定する。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、後藤昌宏氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午前11時17分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員